

多賀町地域福祉活動計画

【平成 28 年度～32 年度】

あなた**たが**主役

"お**たが**いさま" の地域づくり

平成 28 年 3 月

社会福祉法人**多賀町社会福祉協議会**

温もりのある地域社会をめざして



社会福祉法人多賀町社会福祉協議会
会長 野村 清 嗣

多賀町社会福祉協議会は、多賀町行政が平成26年3月に策定した地域福祉計画の理念と基本目標をもとに、地域福祉活動計画を定めました。

この活動計画は、今日の多賀町の人口減少、少子高齢化の進行さらには地域コミュニティの低下などによる人と人とのつながりや連帯感の希薄化など地域の数々の課題がある中で、社会福祉協議会と地域そしてそこに住む住民が主体的に取り組む地域福祉の活動指針を定めています。

また、活動計画の策定にあたっては、住民の生活上の困りごとや地域の福祉課題などの実情を洗い出して、地域におけるニーズを把握するとともに地域福祉のあり方を研究し、社会福祉協議会と地域が一体的に進める計画として取り組んできました。

この計画の基本的な考え方は、住民の一人ひとりが地域でのふれあいや支えあいにより感謝と生きる喜びを感じ、温もりのある地域社会をめざしています。

特に安全、安心社会が強く叫ばれている今日、さらに一步踏み込んで「あなたが主役 “おたがいさま” の地域づくり」をキーワードとし、地域コミュニティなどを通じて生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭など一人ひとりの尊厳を大切に、地域の一員としてともに楽しく暮らしていくことを描いています。

この活動計画の策定に際しましては、行政、各種団体、地域および福祉関係者の皆様にご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。また、今後の事業の推進につきましても、関係各位をはじめ町民の皆様のお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

目次

第1章 計画の概要

| | |
|--------------------------|---|
| 1 地域社会の現状..... | 1 |
| 2 地域福祉とは..... | 2 |
| 3 地域福祉の推進..... | 3 |
| 4 地域福祉活動計画策定の背景と目的 | 3 |
| 5 地域福祉活動計画の位置づけ | 7 |
| 6 計画期間 | 8 |
| 7 計画の策定体制..... | 8 |

第2章 基本方向

| | |
|--------------------|----|
| 1 目標とする地域の姿 | 9 |
| 2 取組み方針 | 10 |
| 3 計画の理念と基本目標 | 18 |

第3章 活動計画（社会福祉協議会の具体的な取組み）

| | |
|--------------------------|----|
| 1 地域福祉の推進と多様な担い手づくり..... | 21 |
| 2 地域での暮らしを支える体制づくり | 25 |
| 3 安心の地域づくり | 30 |
| 計 画 一 覧..... | 33 |

資 料 編

| | |
|------------------------|----|
| 1 地域福祉を取巻く動向 | 37 |
| 2 人口・世帯の動き | 40 |
| 3 支援を必要とする世帯等の状況 | 45 |
| 4 福祉関係団体アンケート..... | 49 |
| 5 策定体制 | 56 |

第1章 計画の概要

1 地域社会の現状

《急速な少子高齢化の進行と人口減少社会》

わが国は、少子高齢化が進み、人口減少社会となっています。また、ライフスタイルの多様化や家族形態の変化により、地域住民の暮らしを取り巻く環境も大きく変容しています。

多賀町においても同様に、急速な少子高齢化の進行と人口が減少する中で、集落の自治活動や福祉団体、地域住民による福祉活動なども停滞傾向にあり、住民の相互扶助機能の低下、人と人とのつながりの希薄化などにより、住民の暮らしは大きく変化しています。

今日、高齢化率は31.9%となり、今後ますます高齢化が進むことが予測されています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らしていくために、医療・保健・福祉等が包括的に確保されるよう、さらなる地域包括ケアシステム^{*}の構築が求められます。

また、子どもの人口も少子化の流れを受けて、年々減少しています。人口の減少対策を若者の定住対策とともに進め、地域のふれあいの中で子育てに喜びを感じるような対策が期待されています。

また、障がい者は451人で、人口に占める割合は5.9%になります。障がいのある方の自立と社会参加の促進、共生社会をめざしていく活動の必要性に加えて、近年では経済的困窮、孤立、排除等により、生きづらさを抱える人々の地域生活を支える取組みも重要になってきています。

このようなことから、住民による支え合い、助け合い活動と行政・社会福祉事業者による福祉サービスの充実、さらには地域・住民、社会福祉協議会をはじめ行政等が一体となった地域づくりが、今、大変重要になってきています。

*** 地域包括ケアシステム**

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるための地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

2 地域福祉とは

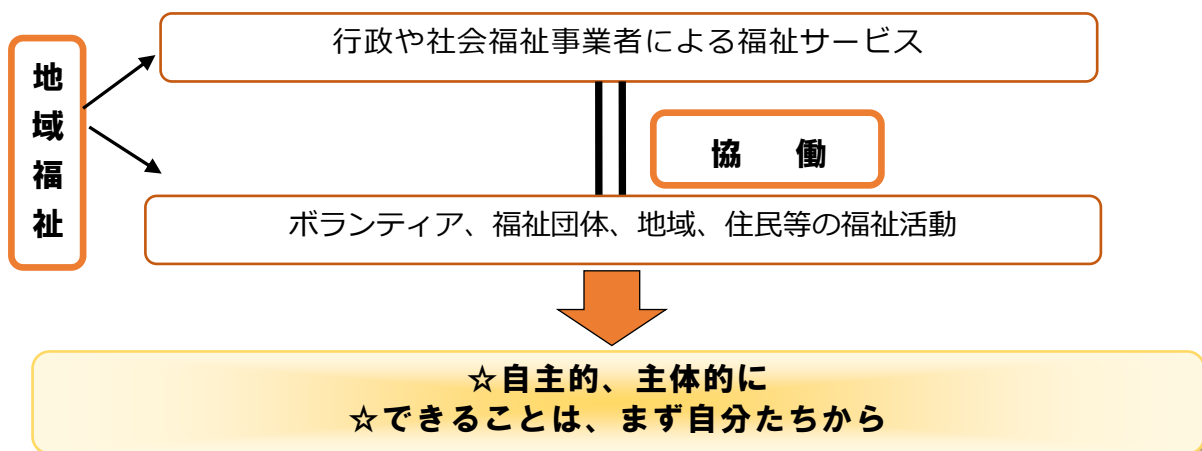
《地域の実情に応じた福祉の推進》

地域社会には様々な実情があります。それは地域の特性や地域の福祉課題であつたり、生活様式や価値観の多様化など、どこの地域においても異なるものです。

今日では、このような地域の実情の中で、その地域に応じた福祉を行政と社会福祉協議会や地域等が協働^{*}して推進していく地域福祉が重要になってきています。また、地域福祉は、行政や社会福祉事業者による福祉サービスとボランティア、福祉団体、地域、住民等による福祉活動があります。住民が地域で安心して暮らし続けるためには、行政等によるサービスだけでなく住民等による地域での結びつきや支え合う取組みが必要になります。

地域福祉とは「福祉」と「まちづくり」が融合して、誰もが安心して暮らせる地域をつくっていくことです。地域における福祉課題等を把握し、自ら解決できること、地域で解決できること、行政や社会福祉協議会等がしなければならないことがあり、それぞれの協働により推進します。

地域の連携による推進



*協働

住民や地域団体、行政等が相互の自主性・主体性を尊重し、相互理解と役割・責任分担のもとに、共通の目的・目標に向かい連携・協力し、相乗効果を上げていくこと。

3 地域福祉の推進

《住民の一人ひとりが地域福祉の担い手》

地域福祉を推進するにあたっては、社会福祉協議会をはじめ、地域、住民等が地域でできることを主体的に活動していくことが大切になります。

地域福祉は、住民の相互理解と協調性^{*}により、地域社会の今日的課題をみんなが共有し、その解決に向けて社会福祉協議会と地域等が一体となって取り組むことが重要になります。また、地域の優れた環境や特性を活かしながらか進めることも大切になります。

さらには、地域福祉活動を推進していくために「人と人との支え合い」や「絆」が重要になります。

㊦ 社会福祉法第3・4条（資料編1を参照）

地域福祉の推進

住 民

社会福祉事業を行う者

社会福祉活動を行う者

地域福祉を推進して、担い手となる。



☆地域福祉活動の原則として

- ・一人ひとりの生活を認め合い、尊厳を大切に
- ・人と人とのつながり
- ・家庭、地域等の絆

4 地域福祉活動計画策定の背景と目的

（1）地域福祉活動計画の必要性

《支え合いによる地域福祉の充実》

地域福祉活動は、個人の尊厳を保持するという視点から、一人ひとりの生活全般に着目し、日常生活のための自立支援とサービスの選択の自由が掲げられ、できる限りその地域で暮らし続けることができることを基本に推進してきました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、今日では全国各地で甚大な自然災害が発生しており、災害発生時の要配慮者の把握と被災者への支援など、地域における日ごろからの支え合いの重要性が改めて認識されました。

*協調性

異なった環境や立場に存する複数の者が互いに助け合ったり譲り合ったりしながら同じ目標に向かって任務を遂行する素質。

このように地域での支え合いによる地域福祉の充実がますます求められる中、すべての住民が自主的かつ主体的に地域と関わり、住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域づくりが必要になっています。その地域福祉の推進に向け、活動の指針として「多賀町地域福祉活動計画」を策定します。

地域福祉の必要性

地域社会の現状

- ◇地域の相互扶助機能の弱体化
- ◇住民相互の社会的なつながりの希薄化
- ◇自治活動、福祉活動の停滞

課題となる事項・取組みにつながる動き

- ◇福祉施策の充実の気運の高まり
- ◇ボランティア活動の活発化、NPO法人等の発掘
- ◇新たなコミュニティの形成の動き
- ◇家族の絆・地域のつながりの重要性を再認識
- ◇地域への愛着と誇り
- ◇高齢者や障がい者などの生活上の支援を要する人の増加
- ◇生活不安やストレスによる虐待、ひきこもりなどの社会問題

福祉ニーズは多様化・増大

- ◇共に生きるまちづくり
 - ◇地域に根ざした支え合い・助け合い
 - ◇個性に応じて安心して充実した生活の実現
- がより重要となっている。

おたがいさまの地域づくり

地域の実情に応じた福祉をさらに推進する必要がある

地域力^{*}・福祉力の向上

地域住民の福祉の増進につなげる

(2) 地域福祉計画とは

《住民が安心して暮らせる仕組みづくり》

地域福祉計画は、行政が多賀町総合計画に沿って策定した福祉の総合的な計画で、地域福祉の理念や多賀町における地域福祉のあり方、方向性を定めるもので、その取組みは、地域住民が安心して暮らせる仕組みづくりといえます。

以下は、多賀町地域福祉計画（平成 26 年 3 月策定）の基本的な方向を示しています。

◎ 社会福祉法第 107 条（資料編 1）

多賀町地域福祉計画(平成 26～30 年度)のめざす方向

《基本理念》

みんなの絆で 誰もが安心して暮らせる
温もりのある福祉のまち

基本目標 1
支え合い、助け
合いの人づくり

基本目標 2
人と地域のつな
がりづくり

基本目標 3
自立した生活を
支える仕組みづ
くり

基本目標 4
安心、安全な環
境づくり

* 地域力

地域に暮らす住民や団体、事業所等が地域の課題を受け入れ、その解決に取り組んだり、地域のあり方を主体的につくっていく取組みのことで、地域自らが継続してきめ細かな活動により生まれるつながりや力のこと。

(3) 地域福祉活動計画とは

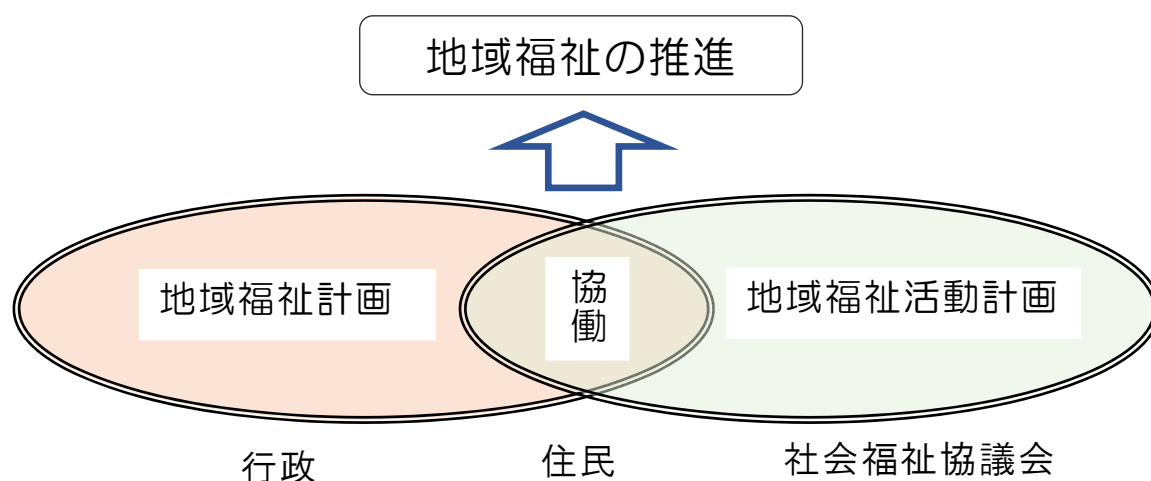
《社会福祉協議会や地域、住民等による地域福祉の活動指針》

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会、地域・住民等が地域の担い手として主体的に策定する民間の行動、活動計画です。住民参加と住民主体の地域福祉をめざし、社会福祉協議会、社会福祉事業者、福祉団体、地域とそこに住む住民がそれぞれの役割を分担し、連携と協働のもとに取り組み、社会福祉協議会が中心に推進します。

また、この活動計画は、行政が策定した地域福祉計画と互いに補完、補強し合い、密接に連携しながら、福祉のまちづくりを具体的に推進するものです。

④ 地域福祉活動計画策定指針（資料編1）

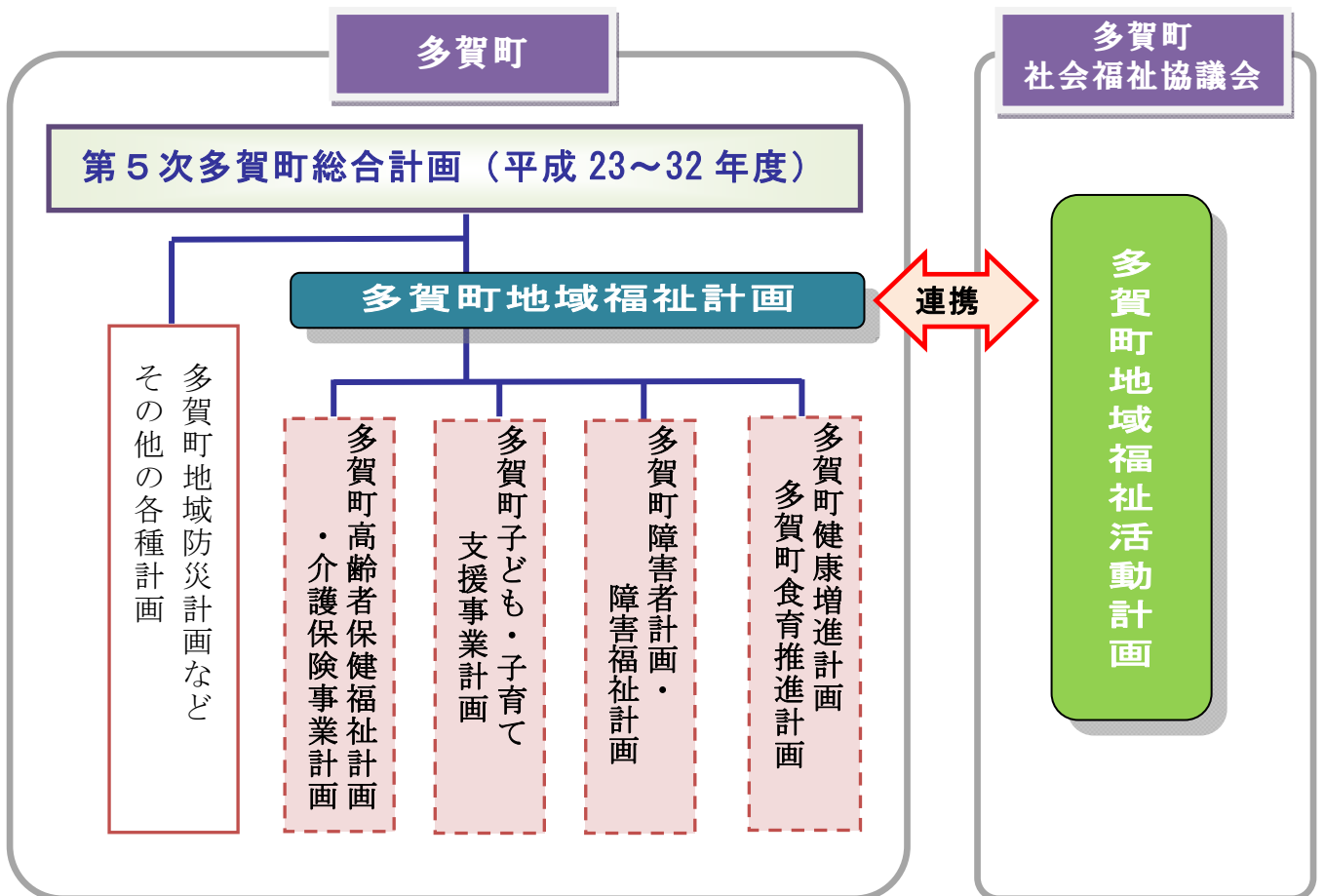
地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係図



5 地域福祉活動計画の位置づけ

この活動計画は、「多賀町地域福祉計画」に呼応した民間の行動計画として、地域が主体となって取り組んでいく地域福祉の活動指針とその具体的な内容を定めています。また、多賀町行政の保健福祉関係計画等との連携、調和を図りながら推進します。

行政計画との関連



6 計画期間

この活動計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間です。

計画期間

| 年度 | 平成 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
|-------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 多賀町地域福祉計画 | | | | | | | |
| 多賀町地域福祉活動計画 | | 策定 | | | | | |

7 計画の策定体制

(1) 策定体制

この活動計画は、地域ぐるみで推進する計画であることから、住民の皆さんの思いや考えを大切に、地域福祉を支える様々な団体等の参画により「多賀町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、協議を経て策定しています。

また、行政の福祉政策や社会情勢の変化などにより、地域福祉計画が改定されたときは、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

(2) 福祉関係者アンケート調査の実施

本活動計画策定の基礎資料とするために、平成 27 年 8 月に町内の福祉関係団体や自治会等を対象にして、福祉関係者アンケートを実施しました。(詳細については資料編を参照)

《調査概要》

調査対象：民生委員児童委員協議会等の福祉団体、自治会、福祉会、子ども会、学習グループ等 170 団体

調査方法：郵送により配布・回収

調査時期：平成 27 年 8 月上旬～31 日

《回答状況》

配付数：170 団体

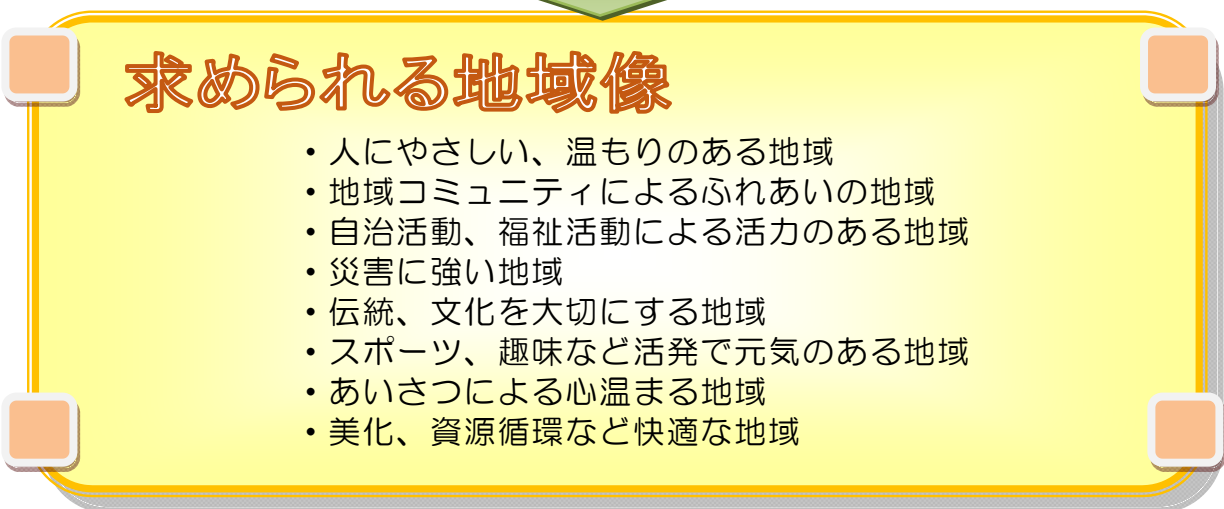
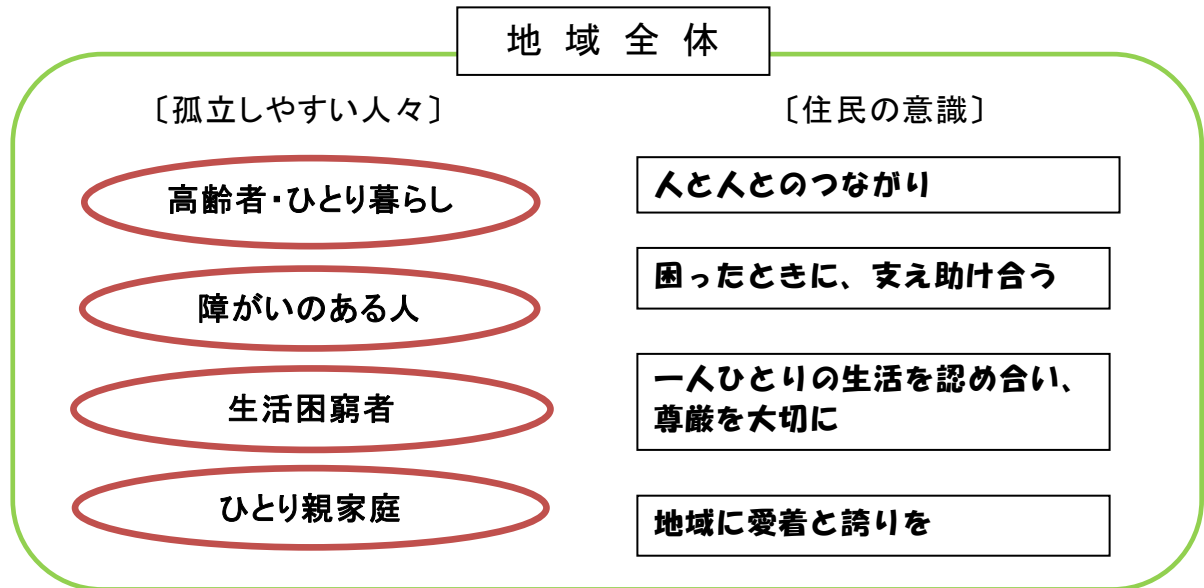
回答者数：112 団体

回答率：65.9%

第2章 基本方向

1 目標とする地域の姿

住民によるふれあいとつながりを大切に、支え合いや助け合いを通じて、すべての人が地域で安心して生活でき、いきいきと活動できる地域をめざして設定します。



住民の暮らし方

地域の一員として、みんなで元気に楽しく暮らす！！

2 取組み方針

(1) 社会福祉協議会の使命

《地域福祉の推進を目的とする団体》

社会福祉協議会は、昭和 26 年の社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に基づいて設置されています。今日では地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、地域における社会福祉に関する活動へ住民が参加するための援助や、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成などの事業を行っています。

多賀町社会福祉協議会は昭和 30 年に町の合併とともに設立され、昭和 41 年 10 月からは社会福祉法人として、当時から生活困窮者対策を中心に地域福祉事業に取り組んできました。平成 12 年に介護保険制度が施行され、訪問介護事業や通所介護事業などを進めてきましたが、今後においてはもう一度、地域福祉の原点に返って地域福祉事業を重点的に行っていきます。

ほかにも地域の活動に対する協力、支援に努めるとともに、行政をはじめ社会福祉施設、福祉団体、地域、ボランティアとのネットワークづくりや広報などによる啓発活動など様々な活動を行っています。

また、社会福祉協議会が地域福祉を中核的な担い手として推進していかなければならないことから、関係機関、団体との連携、協力をもとに住民への啓発と理解を求めていくことが重要になってきています。

◎ 社会福祉法 109 条第 12 項（資料編 1）

(2) 地域福祉の取組み方針

《福祉を取り巻く多賀町の現状をとらえる》

《地域から孤立しやすい人の見守り・生活支援が重要になる》

□ 人口は 7,669 人で年々減少、世帯数は増加傾向

多賀町の人口の推移は、平成 2 年から今日までの 25 年間でおよそ 17% 減少し、平成 27 年には 7,669 人となっています。一方、世帯数は、増加傾向で平成 27 年は 2,730 世帯となっています。

□ 年少人口率は 12.9%、高齢化率は 31.9%

0～15 歳未満の年少人口の総人口に占める割合（年少人口率）は、平成 27 年は 12.9% となっています。また、平成 27 年の高齢化率は、31.9% となっています。

□ 多くの集落で人口が減少

平成 2 年から平成 27 年にかけて、47 集落のうち 42 集落で人口が減少しており、特に山間地集落の減少率が大きくなっています。

□ 人口の減少と高齢化がさらに進む見込み

将来の人口推計は、平成 37 年に人口が 6,751 人、高齢化率は 37.2%と見込まれています。

□ 約 1 割がひとり暮らし高齢者の世帯

平成 22 年の一般世帯数 2,380 世帯のうち高齢者がいる世帯は、1,482 世帯で、全体の 62.3%を占めています。全体の 10.8%はひとり暮らし高齢者となっています。

□ ひとり親家庭世帯は増加傾向

ひとり親世帯の世帯数の推移では、母子世帯は平成 12 年が、父子世帯は平成 7 年が最も少なかったもののその後増加傾向を示し、平成 22 年には合わせて 21 世帯となっています。また、平成 26 年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査では 60 世帯を超え、さらに増加するものと考えられます。

□ 生活保護は 10 世帯ぐらいで推移

生活保護被保護世帯数は、平成 12 年度から増加傾向で、平成 22 年度、平成 27 年度はともに 11 世帯となっています。

□ 障がいのある方は 451 人

平成 27 年の障がい者手帳所持者数は 451 人で、その内、身体障がい者手帳所持者が 351 人、療育手帳所持者が 64 人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が 36 人となっています。

◎人口・世帯の動き等の現状（資料編 2）

《地域住民の参画により「共助」を実践》

地域福祉に取り組むにあたり、住民の自助努力と住民同士・地域での共助が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる公助で補完するという原則を尊重します。

特に地域福祉活動計画は、「共助」を具体的に進めていくため、住民一人ひとりが地域における様々な課題に気づき、その解決や達成をめざす取組みについて考え、地域の社会資源を活用しながら、生活の困りごとを解決したり、ふれあい支え合いの仕組みづくりと心豊かな地域づくりを進めていきます。

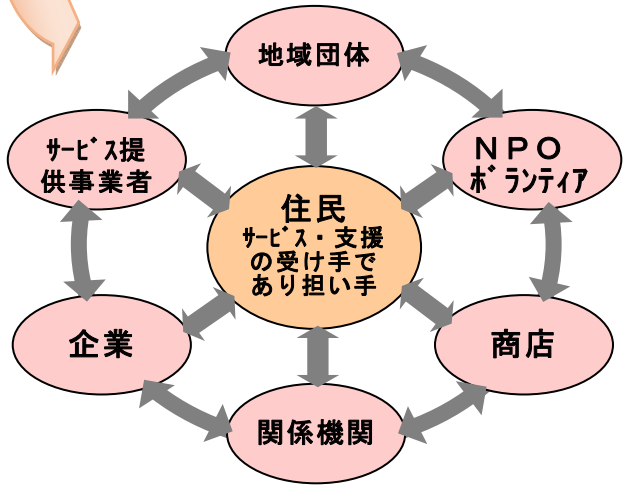
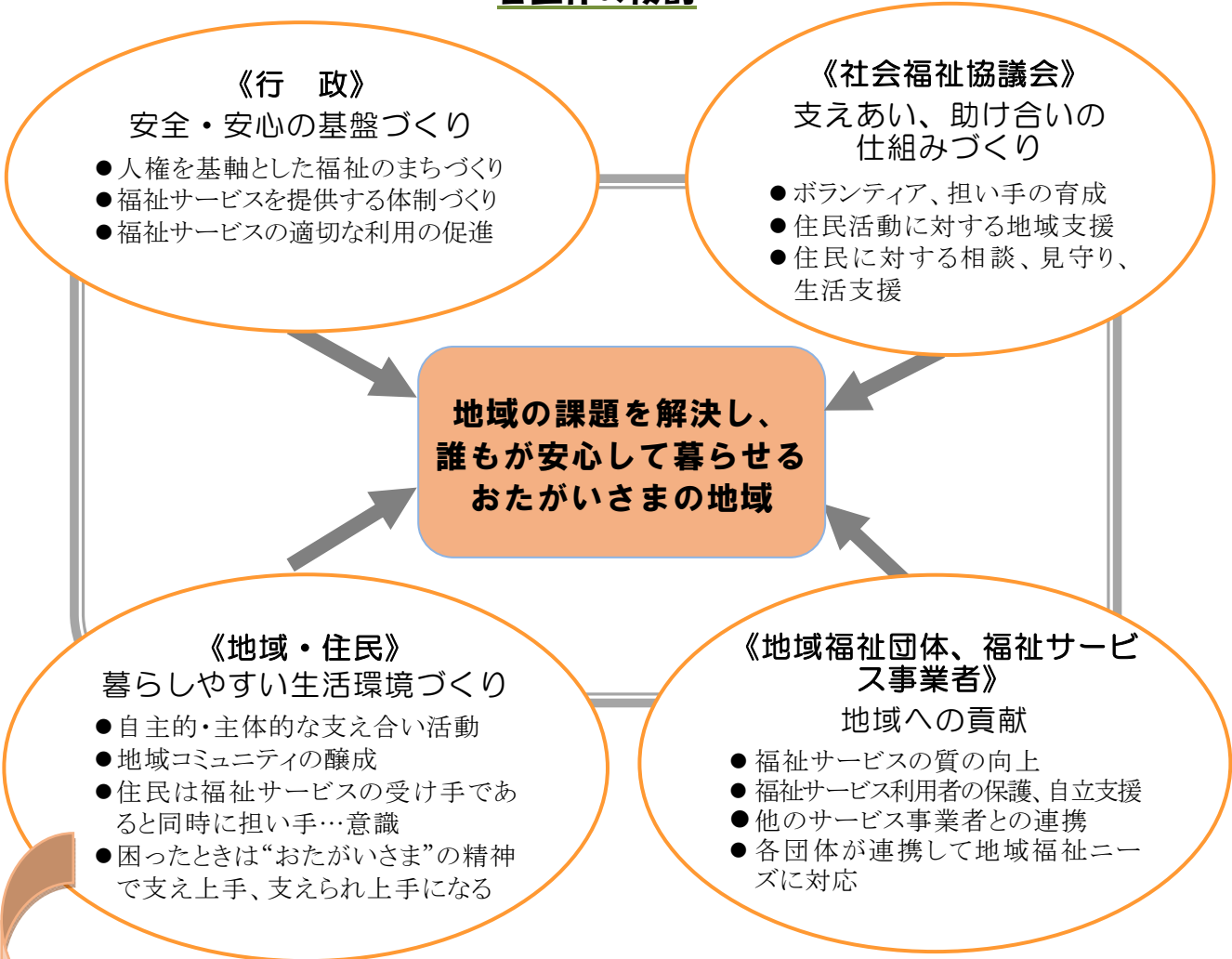
そのために社会福祉協議会としては、継続的に安定した活動を実践するための体制を拡充するとともに、行政、関係機関、ボランティア団体、地域等と緊密な連携を図りながら様々な福祉活動を実践していきます。そして、行政や専門機関が扱うサービスだけではなく、地域住民がそれぞれの立場で参加・協力できるよう進めていきます。

◎社会福祉法 109 条第 12 項（資料編 1）

《地域住民・行政・社会福祉協議会等がそれぞれ役割を担う》

地域に暮らす、存在する、関わっている多くの主体が、それぞれの役割を担いながら、「共助」の仕組みづくりに参画して、地域福祉を実践します。

各主体の役割



□ 地域・住民の役割

住民一人ひとりが地域福祉に対する意識を高め、地域社会の一員であることの自覚を持つことが大切です。そして、地域福祉の担い手として、自らがボランティアなどの社会活動に積極的に参加するなどの役割が期待されます。

また、困ったときはおたがいさまの精神で、支え上手、支えられ上手になることも必要です。

□ 地域福祉団体、福祉サービス事業者の役割

民生委員児童委員をはじめとする地域福祉団体は、住民が安心して暮らすことができるよう、様々な支援を行う役割を担っています。また、ボランティア団体等、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、多様化する地域の福祉ニーズに対応する活動団体としての役割が求められます。

社会福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援をはじめ、サービスの質の向上、事業内容やサービス内容の情報提供、また、その他サービス事業者等と連携して取り組むことが重要になります。

さらに、多様な福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や住民の福祉への参加支援、地域の一員として社会貢献活動などの実践による福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

□ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、本活動計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられており、地域福祉を進めることを使命とし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉のまちづくりを進めていくための法人です。

そのため、行政と連携して本活動計画の推進を図るとともに、地域・住民や各種団体との調整役として大きな役割があります。

そこで、社会福祉協議会は、活動計画の中で各主体の具体的な取り組み方針や活動指針を定め、地域福祉推進の先導役を果たしていきます。

□ 行政の役割

行政では、社会福祉協議会、民生委員児童委員、集落、ボランティア団体、当事者団体などの特性や役割を踏まえながら、相互に連携し、地域の福祉活動を促進するための支援を行います。

行政の内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・防災・防犯・交通・住宅・環境・産業などの様々な分野に関係する各課との連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組みます。

支え合いの地域福祉 (イメージ図)

高齢で体が動きづらくなっても、障がいがあっても、ひとり暮らしになっても、ひとり親家庭になっても、社協、地域(住民)など、みんなが支え、見守ってくれるそんな安心感がもてる、いつまでも元気で楽しく暮らせる共生社会を創造

共同募金も地域福祉を応援!!

①生活に困っている人への生活支援

地域から孤立しやすい世帯に対して、社協による定期的な訪問によって生活上の困りごとを支援し、生活や地域での暮らしを見守る

地域住民等による困りごと支援を各集落で展開し、地域社会が支えています。

②生活上の困りごと支援

- ・地域住民等による困りごと支援
- ・困りごと支援サービス
- ・心配ごと相談所

③地域で支え合う仕組みづくり

- ～支え合い・助け合う意識の醸成～
- ～地域の福祉課題をみんなで解決～
- ・福祉会等の自主的な活動
- ・高齢者、障がい者、子どもの居場所づくり
- ・コミュニティカフェ・趣味活動
- ・移動支援・外出支援
- ・子育て支援 など

自らの生きがいや介護予防にもなるよ!



“おたがいさま”の地域づくり まちづくりの主役はわたしたち

自宅の除雪をしてほしい...

仕事が見つからない

ゴミ出しに困っている

台風のときひとりでは不安

買い物に行きたい...



⑨ボランティア

- ・自治会によるコミュニティ活動
- ・福祉会のサロン活動
- ・学校ボランティア活動 など

⑩福祉団体

- ・民生委員児童委員の見守り活動
- ・日赤奉仕団の生活支援活動 など

⑪社会福祉事業者

- ・デイサービス
- ・日中一時支援
- ・地域貢献活動 など

⑫シルバー人材センター

- ・生きがい活動
- ・地域支援活動 など

見守りとつながり

生活支援コーディネーター始めました♪
地域の困りごとの把握、それを支援する団体等の育成、隠れている住民力の掘り起こしなどチーム体制のもと、ふれあい・支え合いの地域づくりに取り組みます!



⑬子ども・家庭支援センター

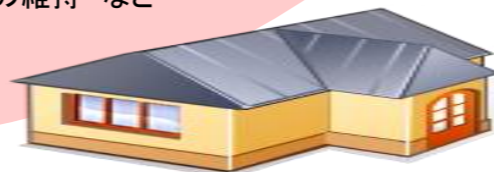
- ・地域の子育て支援活動を応援
- ・子ども・子育て相談 など

⑭障がい者生活支援センター

- ・地域の障がい者の生活を応援

⑮地域包括支援センター その他 関係機関・職種との連携

- 包括的、継続的なケアマネジメント
- ・介護予防
- ・健康的な生活の維持 など



④社協・事業所による訪問型サービス

居宅における日常生活上の相談・家事支援

⑤社協・事業所による通所型サービス

- 施設における生活支援、予防教室
- ・生活指導
- ・健康体操
- ・趣味活動 など

友達ができた!!
通うのが楽しみ!!



⑥その他の社協の事業

- 地域では支えきれない困りごとをフォローします!!
- ・生活困窮者の自立相談支援事業
- ・地域福祉権利擁護事業
- ・ボランティアの育成支援 など

体操して元気にできた!!

⑦地域による訪問型、通所型サービス

- ・ボランティアによる生活支援
- ・福祉団体等の健康教室 など

⑧公的サービス(多様な行政のサービス)

介護が必要になっても
住み慣れた地域で暮らせるサービスがあります。



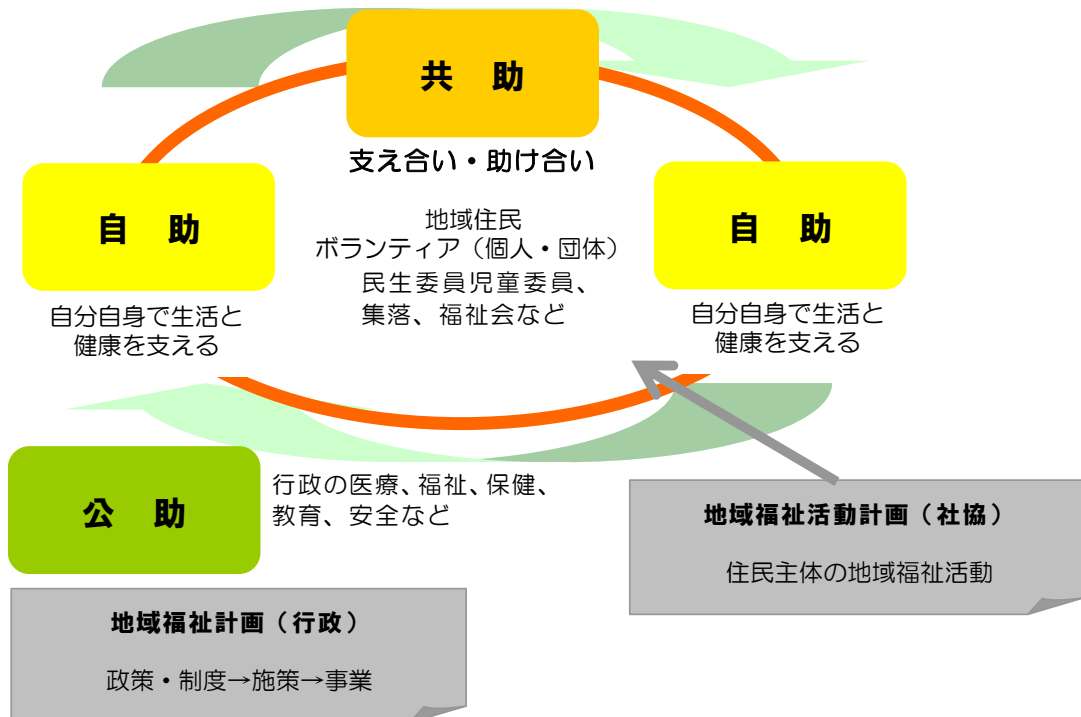
(3) 活動計画の重点施策

《地域福祉活動を推進する仕組みづくりと担い手の育成》

社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な担い手として推進するため、社会福祉協議会の事業と運営体制の拡充を図ります。

この活動計画では、社会福祉協議会と行政との連携や関係機関、福祉団体、地域等との協働で地域福祉活動を進めていくための仕組みづくりと担い手の育成を重点事項に定めて、安心して住みよい地域づくりをめざしていきます。

自助・共助・公助による地域福祉の推進



地域住民の主体的な取組み

生活の困りごと(生活課題)や生活に望むこと(生活の質)に気づく

生活課題の解決や生活の質の向上をどのようにすればよいかを考える

生活課題の解決または生活の質を向上するための個別実践・協働実践

集落等での活動の組織化と継続・発展

3 計画の理念と基本目標

(1) 多賀町の地域福祉活動の理念

地域福祉活動を地域ぐるみで進めていく上で、「あなたが主役 “おたがいさま” の地域づくり」を理念とします。

あなたが主役

“おたがいさま” の地域づくり

(2) 基本目標

「あなたが主役 “おたがいさま” の地域づくり」をめざして、活動計画の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域福祉の推進と多様な担い手づくり

地域の問題に気づき、その課題を共有しながら解決に取り組めるよう、集落等での活動を推進するとともに、地域福祉を担う仲間を増やします。

基本目標2 地域での暮らしを支える体制づくり

介護や支援が必要になっても地域で自立した生活が続けられるよう、支え合いの地域福祉の体制づくりを進めます。

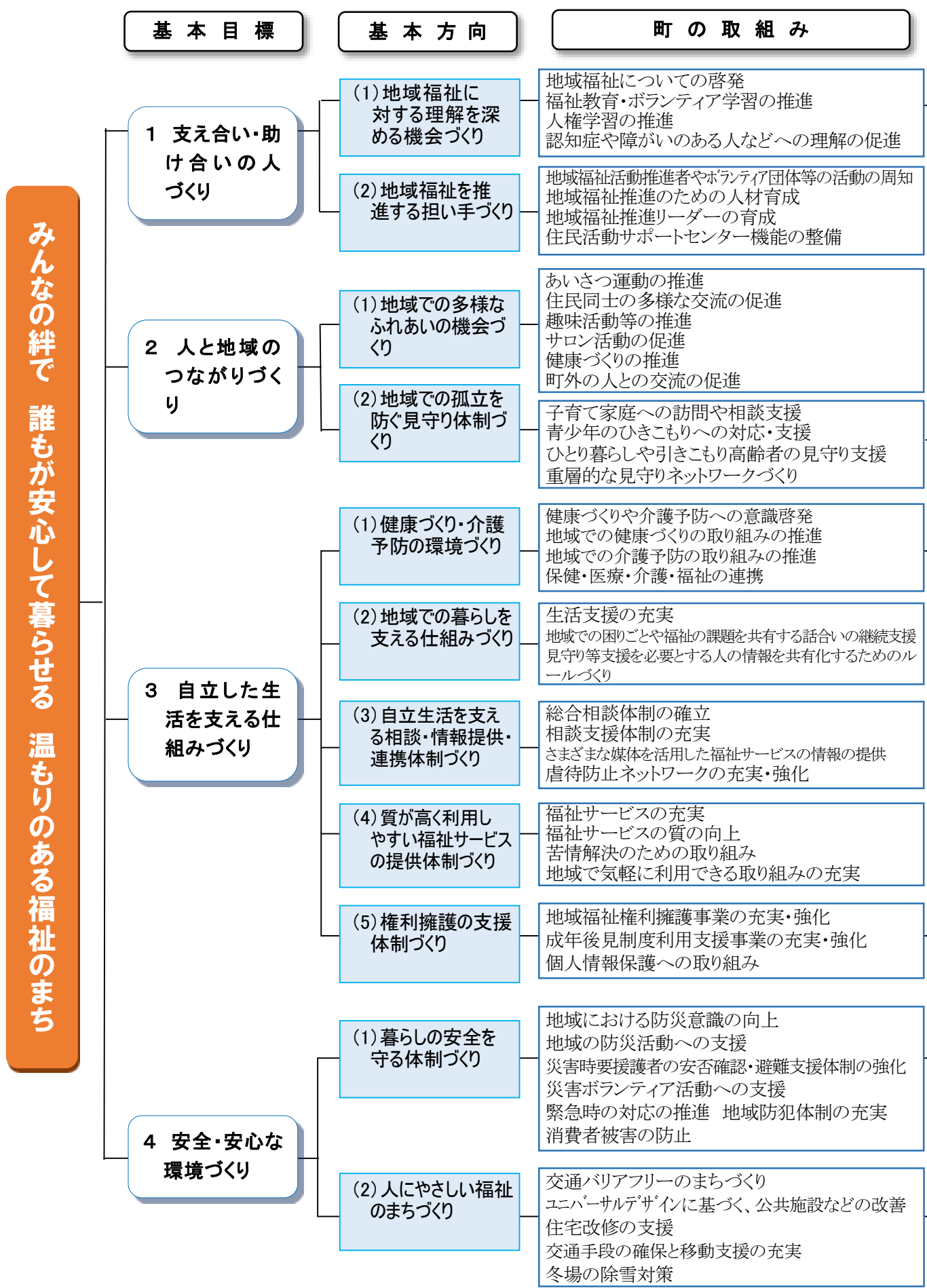
基本目標3 安心の地域づくり

住み慣れた地域で誰もが安心して生活できるよう、地域ぐるみの安心安全活動の推進を図ります。また、地域福祉推進の役割を担う多賀町社会福祉協議会の基盤強化を図ります。

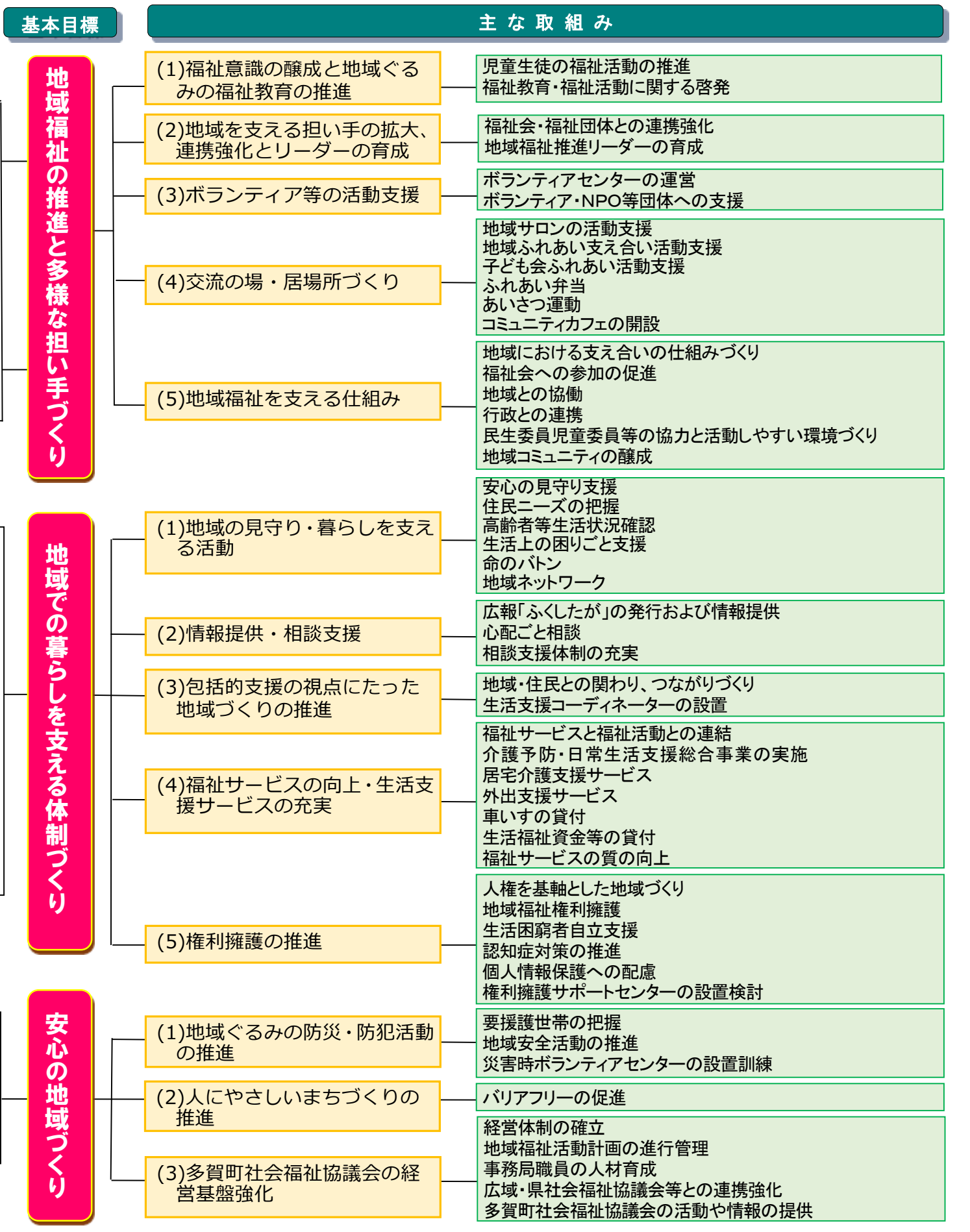
(3) 施策の体系

多賀町社会福祉協議会 地域福祉活動計画
あなたが主役“おたがいさま”の地域づくり

多賀町地域福祉計画



みんなの絆で 誰もが安心して暮らせる 温もりのある福祉のまち



第3章 活動計画

(社会福祉協議会の具体的な取組み)

1 地域福祉の推進と多様な担い手づくり



取
組
み
方
針

福祉に関する理解を深めてもらい、
実践する住民を増やします。

主な取組み

(1) 福祉意識の醸成と地域ぐるみの福祉教育の推進

☐ 児童生徒の福祉活動の推進

小学校、中学校の児童および生徒による自主的な地域福祉活動、ボランティア体験活動等の取組みに対し支援します。

重点

福祉教育・福祉活動に関する啓発

住民が福祉や人権に関する正しい知識と理解を深め、身近な問題として関心をもってもらえるように、「ふくしたか」等の広報誌やお知らせ、ホームページ等様々な媒体や機会を活用して継続して啓発します。あわせて、住民の地域活動や様々な取組みの紹介および情報提供に努めます。

子どもたちへの福祉教育については、各小中学校と連携を図り、福祉体験等を取り入れながら福祉の心を育むための啓発を継続して推進します。また、行政、福祉サービス事業者と連携して協働で開催するなど、地域が関わりながら子どもたちへの福祉教育を推進します。

町内の高校生、大学生等のボランティア体験活動の取組みに対し支援します。

(2) 地域を支える担い手の拡大、連携強化とリーダーの育成

重点 福祉会・福祉団体との連携強化

各集落に設置している福祉会の役割をより明確にし、福祉会の運営と主体的な取組みを支援します。

共通の課題を抱える当事者組織や広域的なネットワークをもつ団体など、各福祉団体の活動を支援するとともに、町内の社会福祉施設、事業者、団体などがつながり、連携できるように検討します。

重点 地域福祉推進リーダーの育成

一人ひとりが地域のかたきであり担い手です。地域での様々な取組みを連携させ、継続して展開できるよう社会福祉協議会が設置している福祉推進員をはじめ、地域の福祉推進リーダーの育成をめざします。そのための地域福祉に関する講座等を行い、地域の団体同士、行政と地域との連携の下でリーダーの育成に取り組めます。

これまであまり地域に関わりのなかった住民や若年層・働き盛りの世代に、様々な問題が身近なものであることを働きかけ、地域で子どもや支援が必要な高齢者等の見守り活動支援などの身近な取組みに、新たな住民等の参加を促進し展開します。

(3) ボランティア等の活動支援

□ ボランティアセンターの運営

ボランティア団体の活動が円滑に行われるよう、研修への参加促進や情報提供等を行います。また、ボランティア体験や養成講座、相談対応などにより、新たな団体・会員の育成と参加を促進します。

□ ボランティア・NPO等団体への支援

ボランティアやNPO団体の地域での様々な活動についての紹介や行事等の案内を行うとともに、活動や行事等の開催に関する支援を行います。

ボランティアが安全に活動できるように、ボランティア保険への加入を促進します。



(4) 交流の場・居場所づくり

重点 地域サロンの活動支援

地域サロンは各集落の福祉会が自主的に運営しており、町内で 28 団体が活動しています。各集落の福祉会の企画運営、事業の推進に対し補助金を交付し、活動を支援していきます。

□ 地域ふれあい支え合い活動支援

地域住民主体による小地域福祉活動に対し補助金を交付し、活動を支援していきます。日常生活上の支え合い、助け合い活動やちょっとした困りごと支援活動、週に 1 回のミニデイサービス等による活動など、地域でのふれあい支え合い活動を支援していきます。

□ 子ども会ふれあい活動支援

各集落の子ども会が実施する世代間交流活動や地域貢献活動等の取組みに対し補助金を交付し、活動を支援していきます。

□ ふれあい弁当

父子家庭に夕食惣菜を提供し、家庭負担の軽減と食の自立^{*}を支援します。今後は、対象家庭を拡大しながら継続して実施します。

□ あいさつ運動

あいさつ運動は地域の顔見知りを増やすこと、地域の変化や困りごとに気づくことなど、地域のつながりづくりのきっかけにもなることから、組織的に推進し、運動の機運が高まるよう働きかけます。

重点 コミュニティカフェの開設

認知症のある方や高齢者等をはじめ、その家族を地域で支える取組みが求められている中で、高齢者等の居場所づくりであったり、その家庭の精神的な疲れを癒す情報交換の場であったり、子どもから高齢者まで様々な方々が集うコミュニティカフェの開設を支援します。

また、いきがい活動、趣味の会の活動を支援し、住民の地域での居場所、寄り合い所となるように進めます。



* 食の自立

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れること。

(5) 地域福祉を支える仕組み

重点 地域における支え合いの仕組みづくり

地域の福祉会、各種福祉活動団体および地域・住民との話し合いの機会を確保し、地域の実情を把握するとともに、地域福祉に関する理解と住民意識の高揚に継続して努めていきます。その中で支え合い、助け合いによる“おたがいさま”の地域づくりを推進します。

福祉会への参加の促進

福祉会では各集落で自主的にサロン活動が運営されており、福祉推進員連絡会の会議、研修などで会員の参加促進を図ります。

地域との協働

特に地域住民による支え合いの福祉活動が大切になります。推進に向けて民生委員児童委員協議会、福祉会をはじめ、各種福祉団体等との意見や情報の交換など懇談を継続して実施します。

行政との連携

行政と連携して各種事業、施策の着実な推進を図ります。また、地域福祉等の活動を総合的に展開するための体制づくりについて検討します。

民生委員児童委員等の協力と活動しやすい環境づくり

民生委員児童委員が活動しやすくなるよう、情報や事例などの提供に努めるとともに、民生委員児童委員が気軽に問い合わせ等ができる関係づくりに取り組みます。

地域コミュニティの醸成

自治会活動を側面的に支援したり、協力依頼のできる関係づくりや住民への意識啓発などにより、人を動かす地域コミュニティの醸成に努めます。



2 地域での暮らしを支える体制づくり



取組み方針

住民ニーズを受けとめて、地域での暮らしを支える体制を築きます。

主な取組み

(1) 地域の見守り・暮らしを支える活動

重点 安心の見守り支援

地域にはひとり暮らし、高齢者や障がいなどの事由で生活に困窮され、孤立しやすい世帯が増える中で、社会福祉協議会がこれらの世帯と関わりやつながりを持ち、訪問活動を通じて生活上の困りごとを支援しながら、地域での暮らしを見守ります。

また、各主体が実施している活動等を把握し、地域が支える活動として様々な形で支援できるよう連携・調整に努めます。

住民ニーズの把握

安心の見守り支援事業を実施していくにあたって、対象となる高齢者世帯、障がい者世帯、生活困窮世帯およびひとり親世帯等のニーズ調査を平成 27 年度から訪問して実施し、必要な生活支援サービスの把握に努めています。

また、地域の様々な主体と住民一人ひとりの気づきを共有し、相談や連絡できる場をつくり、地域課題や住民ニーズの把握に努めます。

高齢者等生活状況確認

高齢者等生活状況確認事業は、民生委員児童委員、日赤奉仕団員等が高齢者宅等に訪問し、生活状況の確認と健康上の安否確認を行うもので、毎年度、計画的に実施します。

また、訪問に際しては、日赤奉仕団や健康推進協議会による手作りの「ささゆり弁当」を提供し、見守り活動として展開していきます。

重点 生活上の困りごと支援

高齢者世帯、障がい者世帯およびひとり親世帯の生活上の困りごとに対して、解決できる協力者に依頼して、地域で安心して生活が送れるよう支援するとともに、住民の支え合い、助け合いによる地域コミュニティの醸成を図ります。

命のバトン

命のバトンは民生委員児童委員協議会の取組みで、ひとり暮らし等の高齢者の救急対応が必要な際に役立てるために、救急情報等を記載したシートを冷蔵庫等に保管し、緊急時の個人医療情報保管キット*として配布しています。社会福祉協議会としても地域で暮らす高齢者の安否確認を行う中で、緊急時に迅速に対応できるように支援していきます。

地域ネットワーク

地域での困りごとや課題が迅速に受けとめられるように、民生委員児童委員の相談や活動の事例紹介、福祉推進員の研修、活動中のボランティアへの傾聴、ボランティア講座等を通じて、地域での相談対応力の向上を図ります。

(2) 情報提供・相談支援

広報「ふくしたが」の発行および情報提供

広報「ふくしたが」を発行し、地域福祉に対する理解と法人としての経営の透明性の確保に努めます。

心配ごと相談

定期的に毎月1回、相談員3人体制による心配ごと相談所を開設し、行政や関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。

相談支援体制の充実

民生委員児童委員、福祉推進員等の地域での相談や社会福祉協議会で対応している相談、行政での相談など、各種相談窓口のネットワーク化を図ります。



* 個人医療情報保管キット

迅速な救急活動を可能にするため、緊急時に備えて自分の医療情報や緊急連絡先を記入した用紙や保険証のコピー等を容器に入れて、冷蔵庫等に保管しておく。

(3) 包括的支援の視点にたった地域づくりの推進

重点 地域・住民との関わり、つながりづくり

高齢者施策については認知症、介護と医療の連携等を含めて地域包括ケアの推進が重要課題となっており、障がい者施策についても地域移行の促進と定着が重要な課題となっています。また、生活困窮者支援についても、行政によるサービスと地域での様々な福祉活動による生活支援が重視されています。

このようなことから、地域での包括的支援の視点に立った地域福祉活動を展開します。そのため、「待ち」「申請」の姿勢から、地域へのアウトリーチ^{*}や住民の気づきを解決につなげる仕組みづくりに向け、相談窓口の設置と住民のニーズを把握し、体制づくりを進めます。

重点 生活支援コーディネーターの設置

地域の困りごとの把握、それを支援する団体等の育成、隠れている住民力の掘り起こしなどを、ふれあい・支え合いの地域づくりに取り組むため、生活支援コーディネーターを設置して、生活支援、地域支援に努めます。地域づくりの観点から、地域住民全体に共通する地域課題への対応など、様々な地域活動の推進や枠組みを広げた取組みや連携をコーディネートできるように取り組んでいきます。



(4) 福祉サービスの向上・生活支援サービスの充実

□ 福祉サービスと福祉活動との連結

福祉サービスと福祉活動を連結させて、必要な支援により地域での自立した生活を支援します。

重点 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

地域包括ケアシステムの一つとして、平成 28 年度から介護保険要支援認定者とこれに準ずる者を対象に、施設における健康観察、生活指導および運動・レクリエーションなどの通所型介護予防サービスと居宅における家事支援等の訪問型生活支援サービスを多賀町長の指定を受けて実施します。

また、民間等による通所型サービス、訪問型サービスを後方支援する体制づくりに取り組みます。

*** アウトリーチ**

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

□ 居宅介護支援サービス

居宅介護支援事業は、滋賀県知事の認可を受けて行っているもので、契約利用者の居宅介護支援計画を立てるとともに、本人および介護者の相談に応じています。また、関係事業所と連携を密接にし、サービスが適切かつ確実に提供できるよう努めます。

□ 外出支援サービス

外出支援サービス事業は、これまで行政の委託を受けて通院等による移動支援を行ってきた経緯をふまえて、今後の実施について検討します。

□ 車いすの貸付

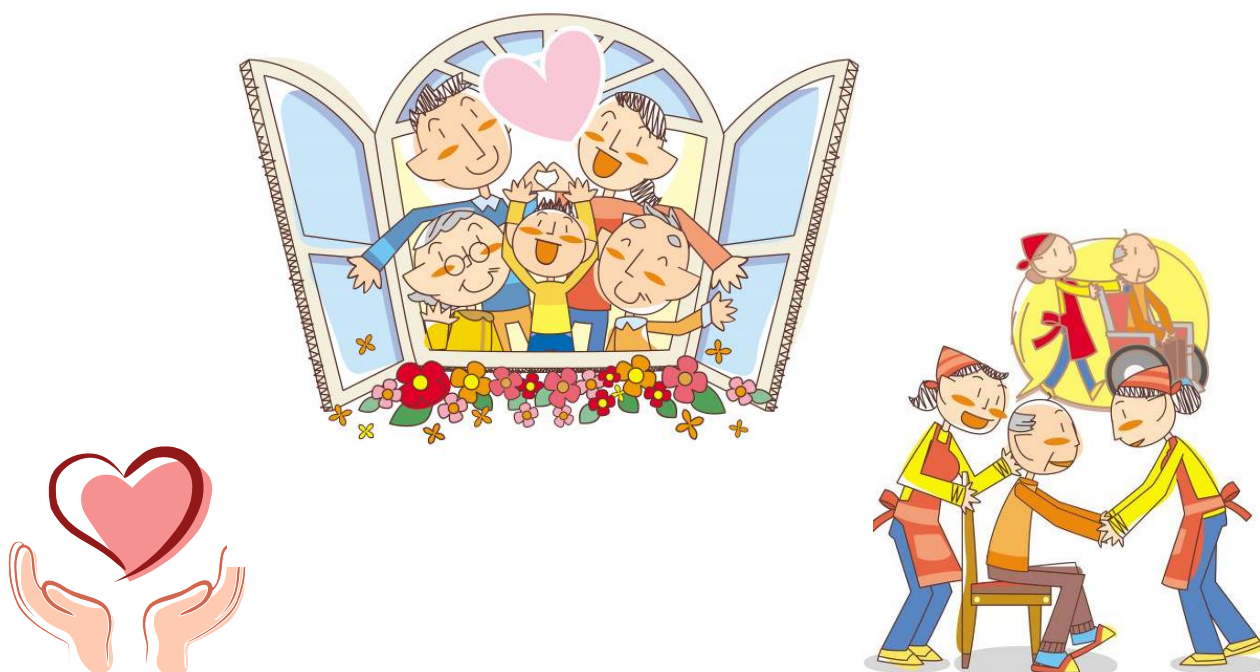
高齢者、障がい者をはじめ、一時的に歩行が困難な者などがより身近に利用できるように、集落等に長期間貸し付けて利用できるようにします。また、社会福祉協議会窓口においても、短期に貸し出します。

□ 生活福祉資金等の貸付

生活福祉資金の貸付は、県社会福祉協議会の生活福祉資金、離職者支援資金と社会福祉協議会のたすけあい貸付資金により実施しており、事業の周知を図るとともに、利用を促進します。

□ 福祉サービスの質の向上

サービス提供に関して情報公開に努めるとともに、提供している福祉サービスの自己評価と、第三者による評価を促進します。



(5) 権利擁護の推進

□ 人権を基軸とした地域づくり

独居、高齢、障がい、生活困窮などの事由による心や意識面の障壁（バリア）を取り除き、一人ひとりの人権が保持され、地域で共生できるよう理解を深めるための広報・啓発活動を行います。

地域福祉権利擁護

地域福祉権利擁護事業は、県社会福祉協議会と連携して高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスを安心して利用するための利用手続きや日常生活に必要な事務手続き、金銭管理等をサポートします。

また、利用者が地域で安心して生活できるよう関係機関と連携しながら、適切な支援に努めます。

□ 生活困窮者自立支援

社会的孤立、引きこもりまたは低所得を背景とした生活困窮者に、金銭的な支援だけでなく、自立した生活が送れるよう就労支援や孤立解消に向けた支援を行います。

また、圏域での調整会議や研修会等を活かして、生活困窮者の自立をよりいっそう促進するとともに、困窮者支援を通じた地域づくりを推進します。

□ 認知症対策の推進

認知症についての正しい理解が深まるように啓発するとともに、行政で推進する認知症対策と連携して支援します。

□ 個人情報保護への配慮

各種相談への対応や福祉サービス利用に関する個人情報^{*}の取扱い、プライバシー保護^{*}については、行政との研修等で連携を図り、十分配慮した対応に努めます。

□ 権利擁護サポートセンターの設置検討

高齢者や障がいのある方が安心して生活を送れるよう、介護の充実と相まって自己決定支援、成年後見人制度などの法的支援や日常的な金銭管理などの生活支援等、生活の根源となる権利を擁護するため、湖東地域での権利擁護サポートセンターの設置に向けて行政とともに取り組みます。

* 個人情報

住所・氏名・財産など個人を特定し識別できる手がかりとなる情報のこと。

* プライバシー保護

個人や家庭内の私事・私生活、個人の秘密またはそれが他人から干渉・侵害を受けない権利を保護すること。

3 安心の地域づくり



取
組
み
方
針

“おたがいさま”の関係づくりにより、
安心して暮らせる地域をつくります。

主な取組み

(1) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

重点

要援護世帯の把握

サロンや声かけ活動を通じて災害時に援護が必要な人・世帯の把握と、災害時支援の仕組みづくりを進め、災害時に対応できるように努めます。

□ 地域安全活動の推進

防犯、交通安全、消費生活などで住民が被害に合わないよう、地域の安全と安心は地域で守るという認識を広め、地域の安心・安全活動と連携して住民の理解と参加を促進します。

□ 災害時ボランティアセンター^{*}の設置訓練

災害時にボランティアセンターを設置して円滑に機能するよう、設置訓練の講習に参加し、ボランティアの受入れも含めた体制づくりと平常時の取組みについて検討します。



* 災害時ボランティアセンター

主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織で、災害時に多賀町社会福祉協議会が窓口となって設置・運用することとなっている。

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

□ バリアフリーの促進

公共施設や道路等にある障壁（バリア）を取り除くため、段差の解消やスロープ化、障害者専用駐車場の確保などが進められています。今後もより多くの住民が様々な活動に参加しやすくなるよう、バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方の普及や施設のバリアフリー情報等の発信に取り組みます。

(3) 多賀町社会福祉協議会の経営基盤強化

□ 経営体制の確立

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する法人格を有する非営利団体で、その運営は理事と監事による役員会および評議員会で組織しており、民間事業者であると同時に公共的な考え方も併せ持っています。

多賀町社会福祉協議会は、地域の福祉課題が山積する中、地域福祉の推進に関し中核的に役割を担い、多賀町ならではの福祉サービスと地域が一体的かつ主体的な活動ができるよう機能的な体制を築き、適正な事業の運営と安定した経営基盤の強化を図ります。

そのために、会員、賛助会員の位置づけや寄付活動の推進を検討するとともに、理事会および評議員会の機能強化に努めます。

◎ 社会福祉法第 84 条（資料編 1）

□ 地域福祉活動計画の進行管理

この活動計画の進行管理は、社会福祉協議会理事会で行います。この内部結果をもとに、計画の管理と評価また必要に応じて見直しを行い、評議員会に報告するとともに次年度以降の事業推進に反映します。

□ 事務局職員の人材育成

地域福祉を積極的に推進していくために、各種研修会への参加と地域での様々な活動への参画を促進し、職員の資質の向上を図ります。また、コンプライアンスを徹底し、プライバシーと個人情報の保護に努めます。



□ 広域・県社会福祉協議会等との連携強化

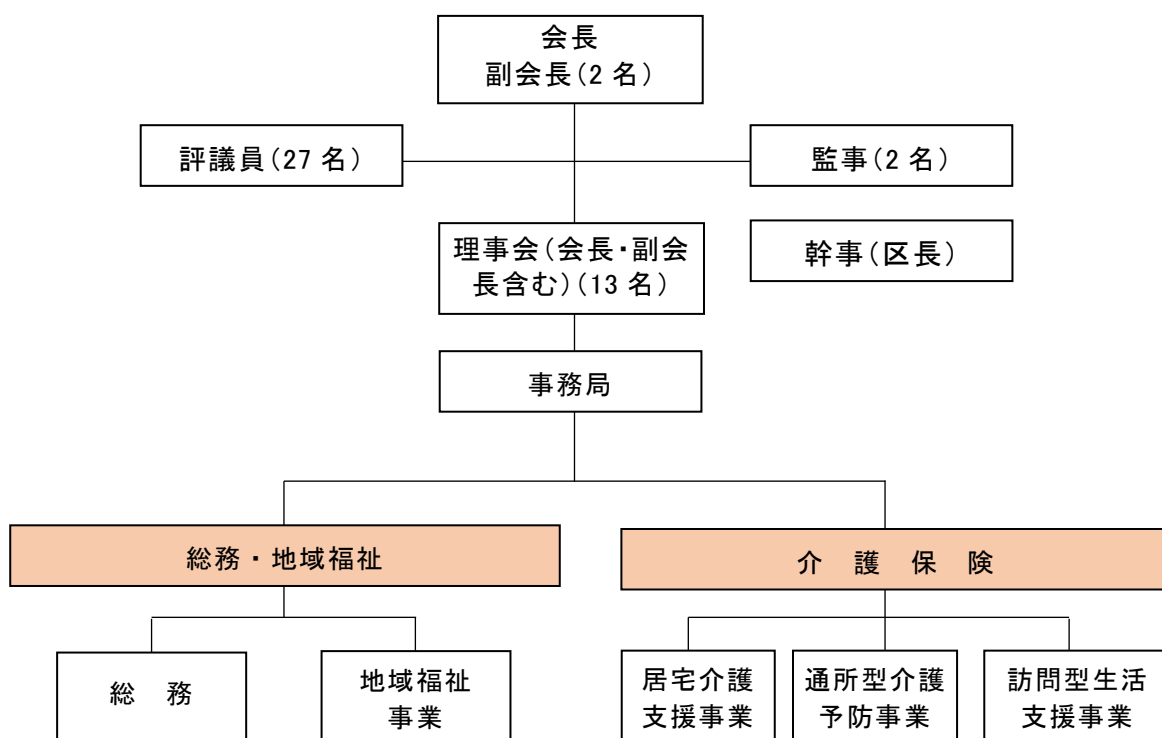
広域的対応が求められる課題も増えており、湖東地域をはじめ県社会福祉協議会との連携を強化します。

また、町内の社会福祉事業者との連携を図り、地域福祉に関する情報の共有と課題解決などの相互理解に努めます。

□ 多賀町社会福祉協議会の活動や情報の提供

情報の提供にとどまらず、社会福祉協議会からの情報発信を計画的、戦略的に展開し、取組みを「見える化^{*}」します。

多賀町社会福祉協議会組織図



*見える化

問題を常に見えるようにすることで、問題が発生してもすぐに解決できる環境や、さらに問題が発生しにくい環境を実現するための体制のこと。

計 画 一 覧

1. 地域福祉の推進と多様な担い手づくり

| 具体的な取組み | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| (1) 福祉意識の醸成と地域ぐるみの福祉教育の推進 | | | | | |
| 児童生徒の福祉活動の推進 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| ◆福祉教育・福祉活動に関する啓発 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| (2) 地域を支える担い手の拡大、連携強化とリーダーの育成 | | | | | |
| ◆福祉会・福祉団体との連携強化 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| ◆地域福祉推進リーダーの育成 | 拡充 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| (3) ボランティア等の活動支援 | | | | | |
| ボランティアセンターの運営 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| ボランティア・NPO 等団体への支援 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| (4) 交流の場・居場所づくり | | | | | |
| ◆地域サロンの活動支援 | 拡充 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 地域ふれあい支え合い活動支援 | 拡充 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 子ども会ふれあい活動支援 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| ふれあい弁当 | 拡充 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| あいさつ運動 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| ◆コミュニティカフェの開設 | 新規 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| (5) 地域福祉を支える仕組み | | | | | |
| ◆地域における支え合いの仕組みづくり | 新規 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 福祉会への参加の促進 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 地域との協働 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 行政との連携 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 民生委員児童委員等の協力と活動しやすい環境づくり | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 地域コミュニティの醸成 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |



2. 地域での暮らしを支える体制づくり

| 具体的な取組み | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| (1) 地域の見守り・暮らしを支える活動 | | | | | |
| ◆ 安心の見守り支援 | 新規 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 住民ニーズの把握 | 新規 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 高齢者等生活状況確認 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| ◆ 生活上の困りごと支援 | 新規 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 命のバトン | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 地域ネットワーク | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| (2) 情報提供・相談支援 | | | | | |
| 広報「ふくしたが」の発行および情報提供 | 拡充 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 心配ごと相談 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 相談支援体制の充実 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| (3) 包括的支援の視点にたった地域づくりの推進 | | | | | |
| ◆ 地域・住民との関わり、つながりづくり | 拡充 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| ◆ 生活支援コーディネーターの設置 | 新規 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| (4) 福祉サービスの向上・生活支援サービスの充実 | | | | | |
| 福祉サービスと福祉活動との連結 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施 | 新規 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 居宅介護支援サービス | 継続 | 継続 | 継続 | 廃止 | |
| 外出支援サービス | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 車いすの貸付 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 生活福祉資金等の貸付 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 福祉サービスの質の向上 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| (5) 権利擁護の推進 | | | | | |
| 人権を基軸とした地域づくり | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| ◆ 地域福祉権利擁護 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 生活困窮者自立支援 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 認知症対策の推進 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 個人情報保護への配慮 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 権利擁護サポートセンターの設置検討 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |

3. 安心の地域づくり

| 具体的な取組み | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| (1) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進 | | | | | |
| ◆要援護世帯の把握 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 地域安全活動の推進 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 災害時ボランティアセンターの設置 訓練 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| (2) 人にやさしいまちづくりの推進 | | | | | |
| バリアフリーの促進 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| (3) 多賀町社会福祉協議会の経営基盤強化 | | | | | |
| 経営体制の確立 | 拡充 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 地域福祉活動計画の進行管理 | 新規 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 事務局職員の人材育成 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 広域・県社会福祉協議会等との連 携強化 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 多賀町社会福祉協議会の活動や 情報の提供 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |



資料編

1 地域福祉を取巻く動向

(1) 社会福祉法等

社会福祉法より関係箇所を抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(経営の原則)

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉活動計画策定指針

地域福祉活動計画策定指針（「全国社会福祉協議会」平成 15 年 11 月）

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営業者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」であり、その内容は、多様化した福祉ニーズがある地域社会において、それぞれの福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織立てて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた計画とされています。

(2) 保健福祉施策

保健福祉施策は、少子・高齢化の進行を背景に、社会保障と税の一体改革に向けた取り組みをはじめ、これまでの制度の見直し、改正等が行われています。

地域福祉計画・地域福祉活動計画に関すること

- 東日本大震災の発生により、災害時における要配慮者の把握と支援方法の確立の必要性が再確認されました。
- 高齢者の所在不明問題が全国で発生し、「地域での要配慮者に係る情報の把握・共有、安否確認方法」が求められました。
- 既存の公的サービスの対象外の人が地域で安心して暮らすことができるよう、生活維持のための支援として「見守り」と「買い物支援」が位置づけられました。
- 平成 27 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。
- 団塊の世代の定年を背景に、「生涯現役活躍支援事業」による地域の多様なニーズと定年退職者など担い手とのマッチングが推進されています。

高齢者に関すること

- 平成 26 年 6 月に「医療介護総合確保推進法」が成立し、介護保険制度が改正され、要支援者に対しては地域の実情に合った“新しい（介護予防・日常生活支援）総合事業”の実施が平成 29 年 4 月までに求められています。今後は地域包括ケアを推進し、町が主体となった地域づくり・まちづくりを進める必要があります。

障がい者に関すること

- 平成 23 年には「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や差別の禁止などが規定されました。
- 平成 24 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、虐待が疑われる場合の通報の義務が課されました。
- 障害者自立支援法が「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正され、平成 25 年から施行されています。
- 平成 25 年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定（平成 28 年 4 月 1 日施行）され、障がい者への差別的扱いの禁止や合理的配慮を求めるなど障がい者の人権を守り自立と社会参加の促進が進められます。

子どもに関すること

- 平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度を導入して実施しています。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で地域における子育て支援の構築が求められています。
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行されました。貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、今と将来をみすえ、子どもに届く教育支援、就労支援、生活支援を推進することが方向づけられています。

2 人口・世帯の動き

(1) 人口・世帯数の推移

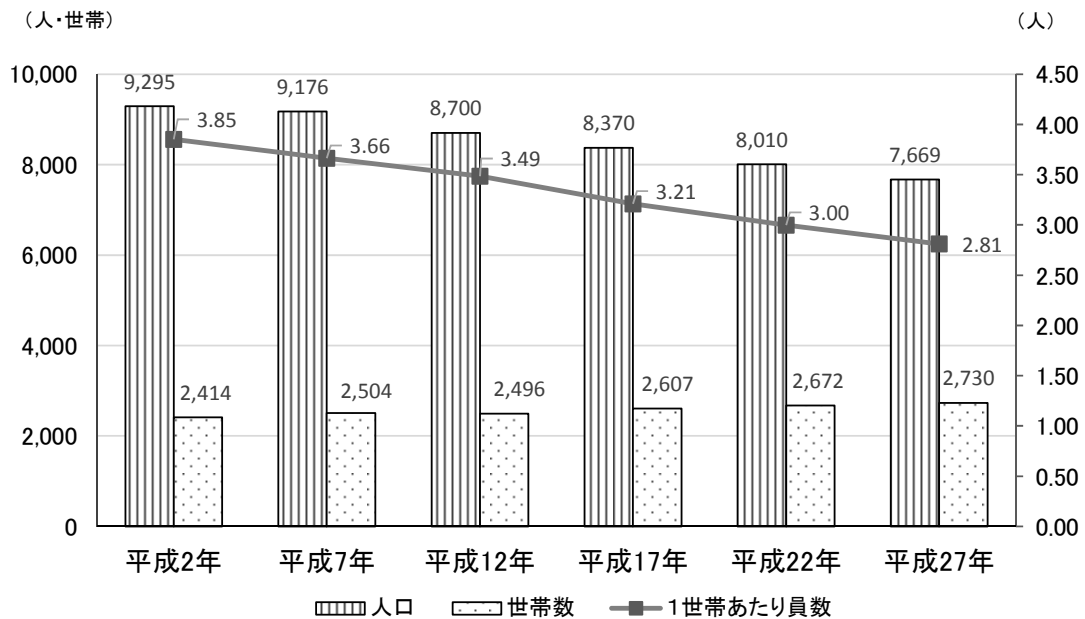
《人口は 7,669 人で年々減少》

多賀町の人口の推移は、平成 2 年が 9,295 人、平成 27 年が 7,669 人となっており、この 25 年間で 1,626 人減少しています。

一方、世帯数は、平成 2 年が 2,414 世帯、平成 27 年が 2,730 世帯で、316 世帯の大きな増加となっており、核家族化が進んでいます。

1 世帯あたりの員数は、平成 2 年の 3.85 人が、平成 27 年には 2.81 人と減少を続け、世帯規模の縮小により、社会全体での子育て支援がより重要になっています。

人口・世帯数の推移(各年 10 月 1 日現在)



資料:住民基本台帳(外国人登録含む。)

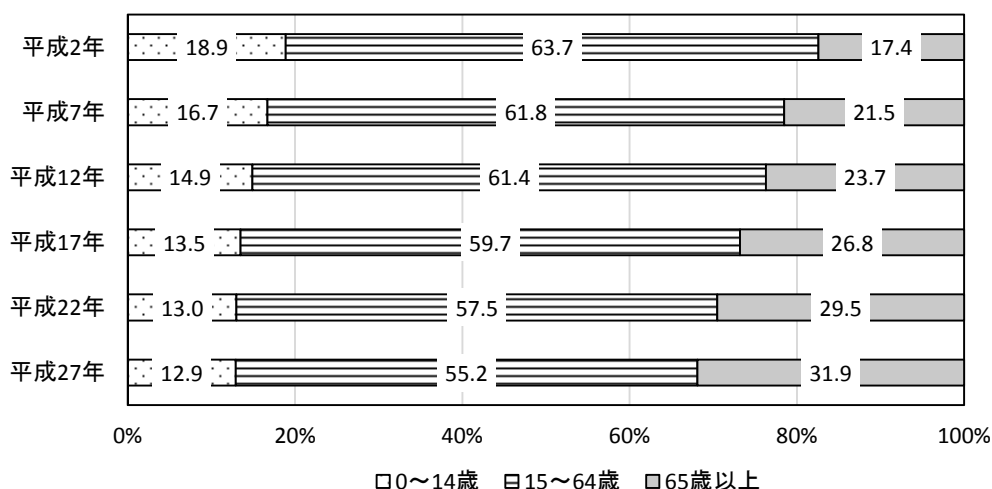
(2) 年齢3区分別人口の推移

《高齢化率は県下で最も高い 31.9%》

0~15 歳未満の年少人口の総人口に占める割合(年少人口率)は、平成 2 年の 18.9%が平成 22 年には 13.0%となり、高齢化率の 1/2 以下と低くなっています。平成 22 年の年少人口率は、全国水準と同程度で、滋賀県水準を下回っています。また、住民基本台帳による平成 27 年は 12.9%となっています。

平成 27 年の 65 歳以上の高齢化率は、31.9%と高い数値になっています。

年齢3区分別 人口構成の推移(各年 10月1日現在)



資料:平成 22 年までは国勢調査、平成 27 年は住民基本台帳(外国人登録含む。)

(3) 集落(区・自治会)別人口・世帯数の推移

《人口減少・世帯増加の地域社会》

平成 2 年から平成 27 年にかけて、47 集落のうち 42 集落で人口が減少しており、特に山間地集落の減少率が大きくなっています。ほとんどの集落で人口が減少している中、増加している集落は、多賀、中川原、藤瀬およびグリーンヒル多賀となっています。多賀とグリーンヒル多賀は、新たに住宅団地ができたことによる転入、また中川原は、特別養護老人ホームの入居によるものと考えられます。世帯数は、大きな集落での増加が目立っています。

集落(区・自治会)別 人口と世帯の推移(各年 10月1日現在)

| 大字名 | 平成 2 年 | | 平成 27 年 | | 比較増減 | |
|-----|--------|-----|---------|-----|------|-----|
| | 人口 | 世帯 | 人口 | 世帯 | 人口 | 世帯 |
| 多賀 | 1,540 | 433 | 1,863 | 631 | 323 | 198 |
| 尼子 | 283 | 72 | 185 | 65 | △98 | △7 |
| 四手 | 199 | 53 | 144 | 48 | △55 | △5 |
| 大岡 | 106 | 31 | 85 | 35 | △21 | 4 |
| 八重練 | 148 | 42 | 111 | 36 | △37 | △6 |
| 桃原 | 11 | 5 | 4 | 4 | △7 | △1 |
| 向之倉 | 1 | 1 | 0 | 0 | △1 | △1 |
| 下村 | 23 | 10 | 2 | 2 | △21 | △8 |
| 中村 | 9 | 7 | 2 | 2 | △7 | △5 |
| 宮前 | 26 | 12 | 10 | 7 | △16 | △5 |
| 山女原 | 21 | 8 | 6 | 4 | △15 | △4 |

| 大字名 | 平成 2 年 | | 平成 27 年 | | 比較増減 | |
|----------|--------|-------|---------|-------|--------|-----|
| | 人 口 | 世 帯 | 人 口 | 世 帯 | 人 口 | 世 帯 |
| 今 畑 | 1 | 1 | 0 | 0 | △1 | △1 |
| 落 合 | 12 | 8 | 3 | 3 | △9 | △5 |
| 入 谷 | 10 | 4 | 2 | 2 | △8 | △2 |
| 甲頭倉 | 15 | 10 | 1 | 1 | △14 | △9 |
| 屏 風 | 9 | 7 | 3 | 3 | △6 | △4 |
| 後 谷 | 4 | 2 | 0 | 0 | △4 | △2 |
| 上水谷 | 56 | 16 | 27 | 15 | △29 | △1 |
| 下水谷 | 31 | 11 | 10 | 7 | △21 | △4 |
| 栗 栖 | 131 | 31 | 80 | 31 | △51 | ±0 |
| 一 円 | 252 | 61 | 191 | 58 | △61 | △3 |
| 木 曾 | 119 | 27 | 77 | 29 | △42 | 2 |
| 久 徳 | 756 | 195 | 655 | 245 | △101 | 50 |
| 月之木 | 178 | 43 | 96 | 39 | △82 | △4 |
| 中川原 | 326 | 81 | 342 | 158 | 16 | 77 |
| 土 田 | 577 | 139 | 449 | 152 | △128 | 13 |
| 敏満寺 | 1,081 | 258 | 850 | 269 | △231 | 11 |
| 猿 木 | 114 | 28 | 92 | 31 | △22 | 3 |
| 川 相 | 427 | 97 | 293 | 96 | △134 | 1 |
| 藤 瀬 | 218 | 54 | 226 | 74 | 8 | 20 |
| 富之尾 | 484 | 116 | 374 | 121 | △77 | 20 |
| 梨ノ木 | | | 33 | 15 | | |
| 檜 崎 | 127 | 26 | 93 | 30 | △34 | 4 |
| 一ノ瀬 | 173 | 47 | 110 | 29 | △63 | △18 |
| 佛ヶ後 | 39 | 10 | 25 | 11 | △14 | 1 |
| 樋 田 | 100 | 23 | 59 | 25 | △41 | 2 |
| 萱 原 | 485 | 124 | 239 | 98 | △246 | △26 |
| 大 杉 | 121 | 35 | 57 | 27 | △64 | △8 |
| 小 原 | 42 | 16 | 36 | 16 | △6 | ±0 |
| 霜ヶ原 | 128 | 35 | 57 | 26 | △71 | △9 |
| 佐 目 | 463 | 116 | 237 | 112 | △226 | △4 |
| 南後谷 | 139 | 33 | 89 | 24 | △50 | △9 |
| 大君ヶ畑 | 204 | 57 | 83 | 41 | △121 | △16 |
| 保 月 | 11 | 6 | 0 | 0 | △11 | △6 |
| 杉 | 1 | 1 | 0 | 0 | △1 | △1 |
| 壺 | 0 | 0 | 0 | 0 | ±0 | ±0 |
| グリーンヒル多賀 | 0 | 0 | 304 | 83 | 304 | 83 |
| 木曾団地 | 94 | 22 | 64 | 25 | △30 | 3 |
| 合 計 | 9,295 | 2,414 | 7,669 | 2,730 | △1,626 | 316 |

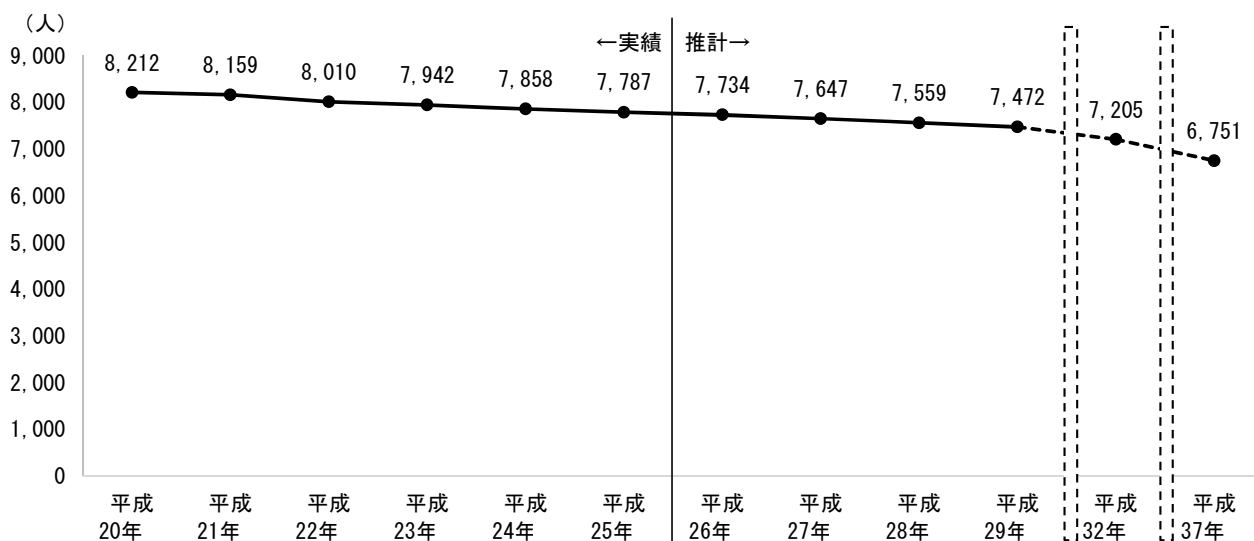
資料:住民基本台帳(外国人登録含む。)

(4) 人口推計

《さらに高齢化が進み、平成 37 年高齢化率は 37%》

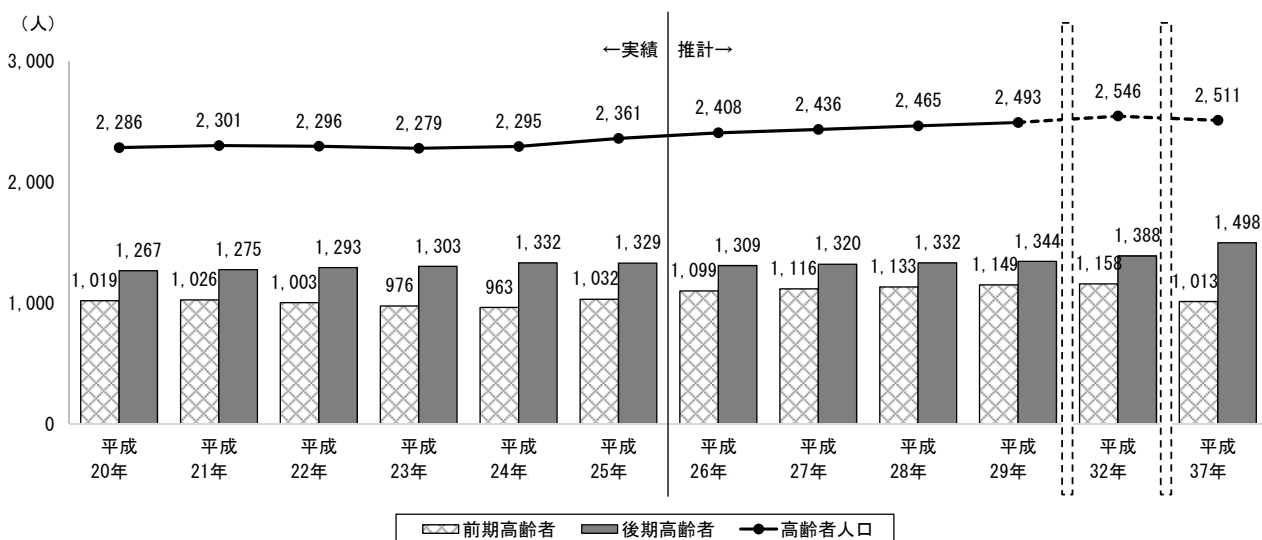
将来の人口推計は、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成 37 年は総人口が 6,751 人、高齢者人口が 2,511 人と見込まれ、高齢化率は 37.2%となります。なかでも 75 歳以上の後期高齢者は増加する見込みです。

人口推計(各年 10 月 1 日現在)



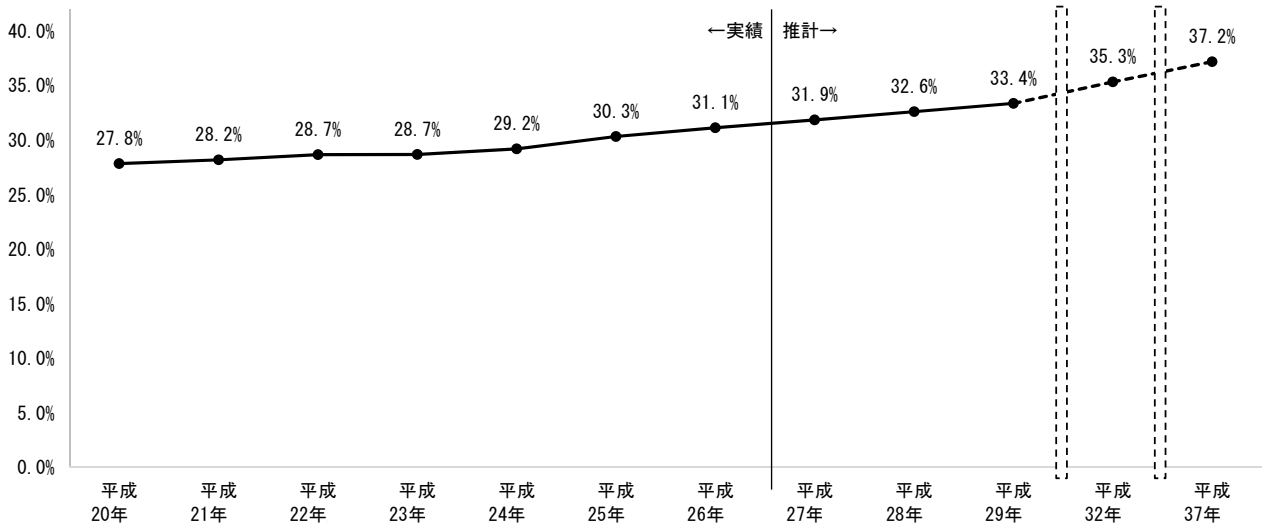
資料: 介護保険事業計画(平成 27 年策定)

高齢者人口推計(各年 10 月 1 日現在)



資料: 介護保険事業計画(平成 27 年策定)

高齢化率の推計(各年10月1日現在)



資料:介護保険事業計画(平成27年策定)

3 支援を必要とする世帯等の状況

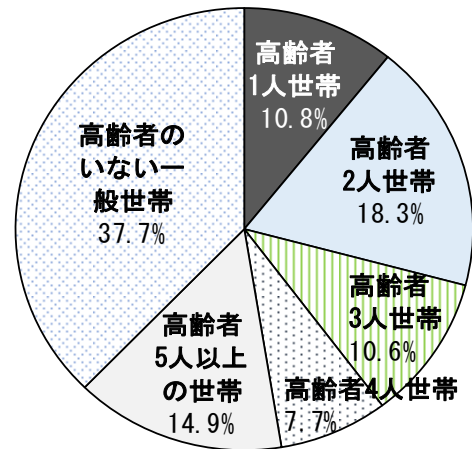
(1) ひとり暮らし高齢者の状況

《約1割がひとり暮らし高齢者の世帯》

平成 22 年の一般世帯数 2,380 世帯のうち高齢者がいる世帯は 1,482 世帯で、全体の 62.3%を占めています。全体の 10.8%はひとり暮らし高齢者の世帯となっています。

高齢者世帯の家族構成(平成 22 年 10 月 1 日現在)

| | 一般世帯数 | 高齢者がいる世帯 |
|---------|-------------------|------------------|
| 平成 22 年 | 2,380 (100.0%) | 1,482 (62.3%) |



総数: 2,380世帯(100%)
高齢者がいる世帯: 1,482世帯

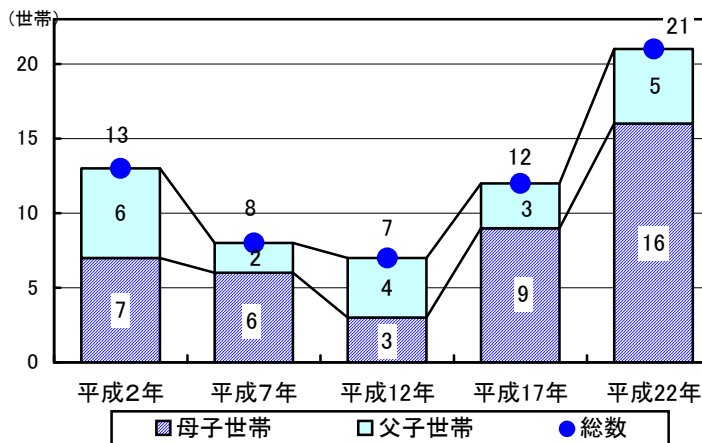
資料: 国勢調査

(2) ひとり親家庭等の推移

《ひとり親家庭世帯は増加傾向》

ひとり親家庭等の世帯数の推移では、母子世帯は平成 12 年が、父子世帯は平成 7 年が最も少なかったもののその後増加傾向を示し、平成 22 年には合わせて 21 世帯となっています。

ひとり親世帯の推移(各年 10 月 1 日現在)



注) 平成2年の国勢調査では、未婚、死別または離別の女親(あるいは男親)と、その未婚の20歳未満の子どもの世帯となっています。平成22年は祖父母等其他の世帯員がいる場合も含めています。

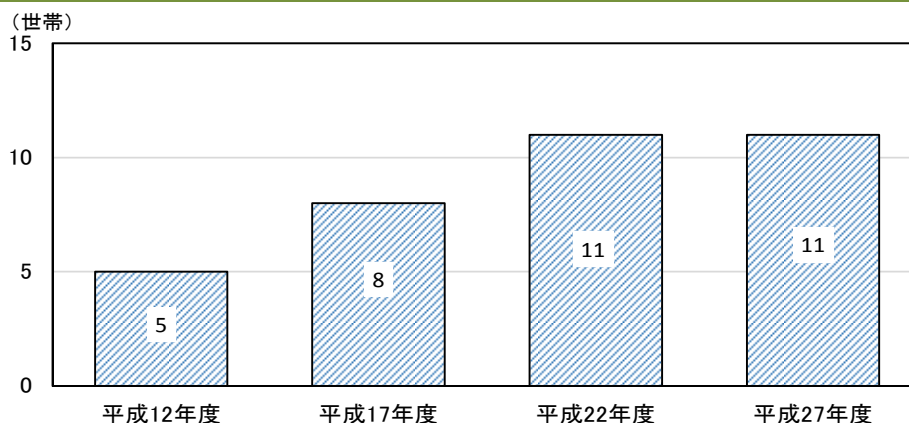
資料: 国勢調査

(3) 生活保護受給世帯の推移

《生活保護は 10 世帯ぐらいで推移》

生活保護被保護世帯数は、平成 12 年度から増加傾向で、平成 22 年度、平成 27 年度はともに 11 世帯となっています。

生活保護被保護世帯数の推移(各年年度末現在、平成 27 年度のみ 10 月 1 日現在)



資料:湖東健康福祉事務所事業年報

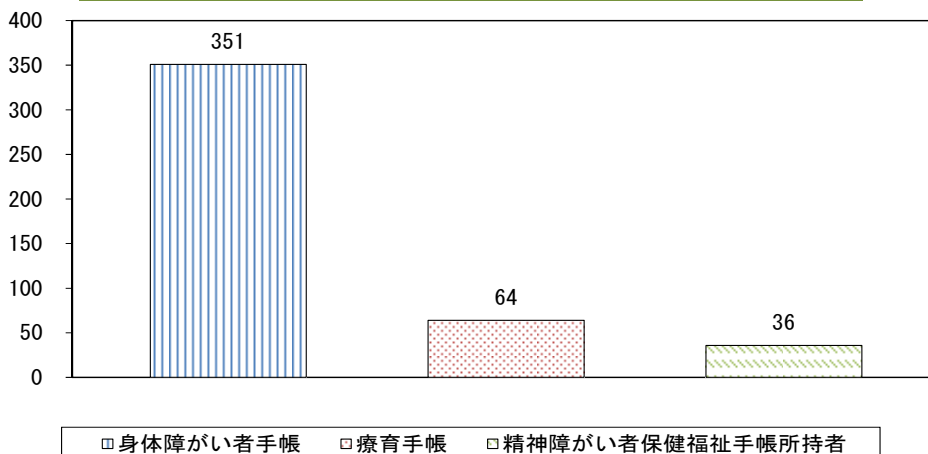
(4) 障がい者手帳所持者数

《障がいのある方は 451 人》

平成 27 年の障がい者手帳所持者数は 451 人で、その内、身体障がい者手帳所持者が 351 人、療育手帳所持者が 64 人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が 36 人となっています。

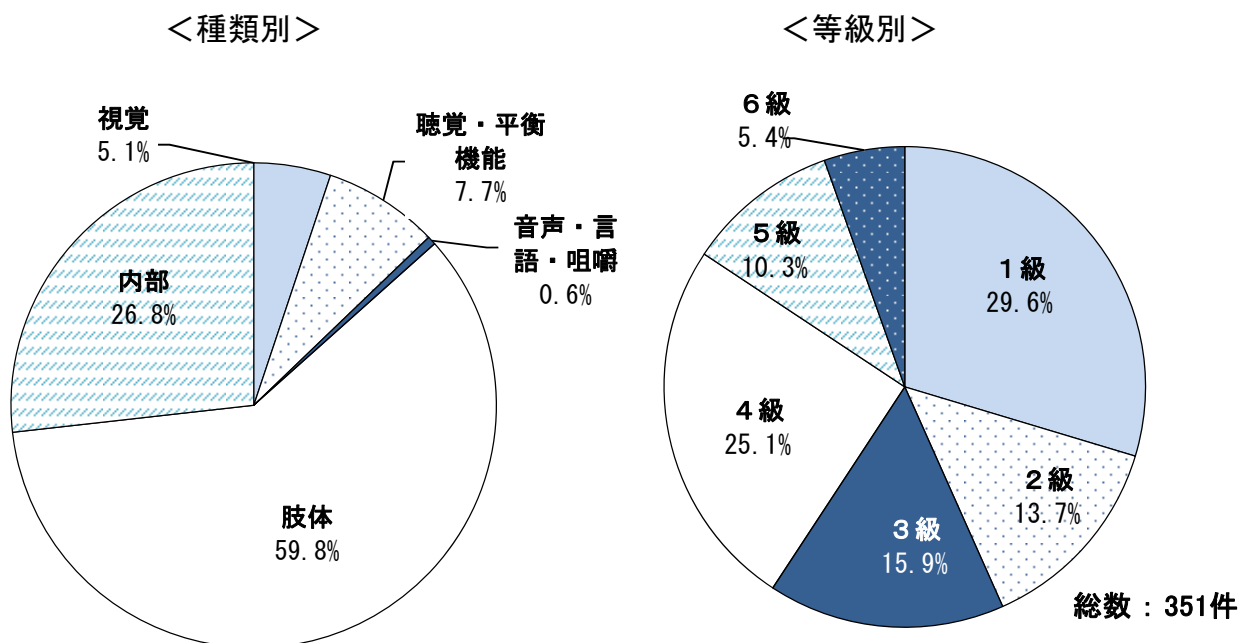
また身体障がい者を種類別にみると、肢体不自由が 59.8%と最も多く、ついで内部障がいが 26.8%、聴覚・平衡機能障がいが 7.7%、視覚障がいが 5.1%、音声言語・咀嚼障がいが 0.6%となっています。

(人) 障がい者手帳所持者数(平成 27 年 10 月 1 日現在)



資料:町保健福祉課

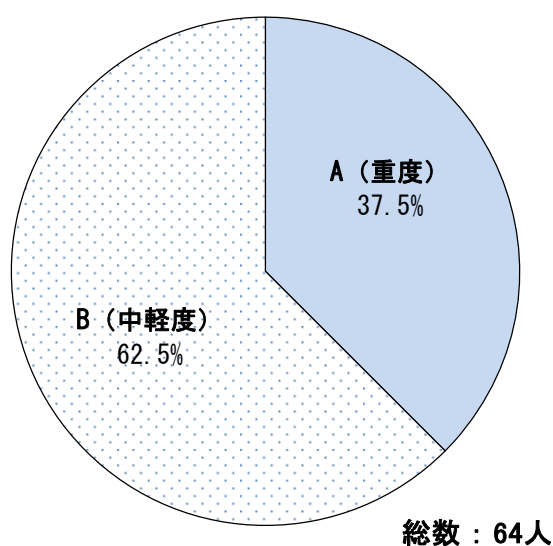
身体障がい者手帳所持者数(平成 27 年 10 月 1 日現在)



資料:町福祉保健課

療育手帳所持者数は、64 人となっています。手帳の種類については、重度が 37.5%、中軽度が 62.5%で、中軽度がやや多い状況です。

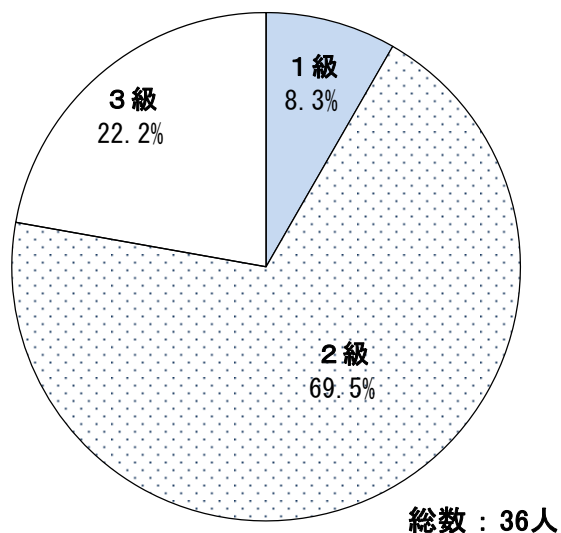
療育手帳所持者数(平成 27 年 10 月 1 日現在)



資料:町福祉保健課

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は 36 人で、その内訳は、1 級が 8.3%、2 級が 69.5%、3 級が 22.2%となっています。また、自立支援医療（精神通院医療）の利用者は、99 人となっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数(平成 27 年 10 月 1 日現在)



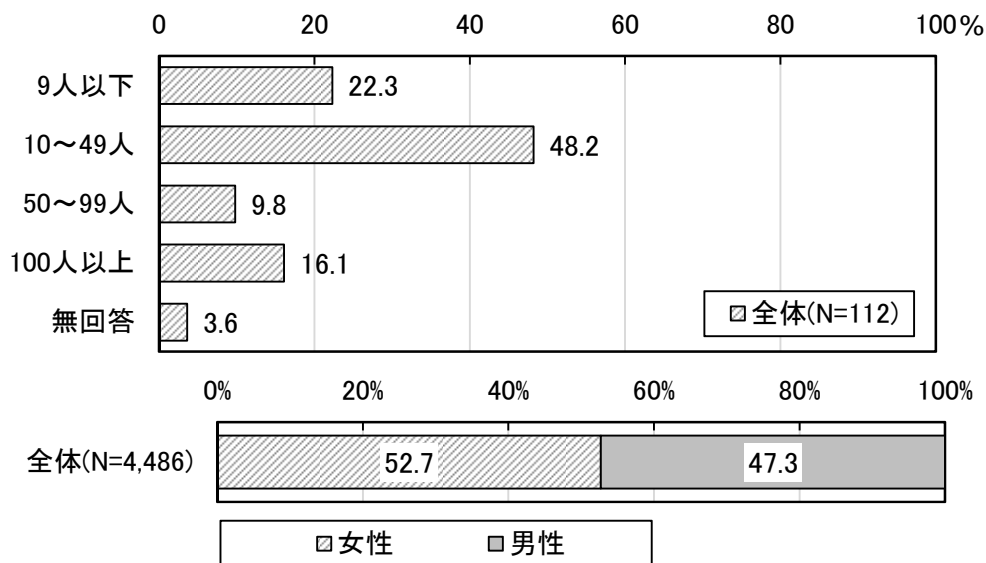
資料:町福祉保健課

4 福祉関係団体アンケート

(1) 各団体の状況

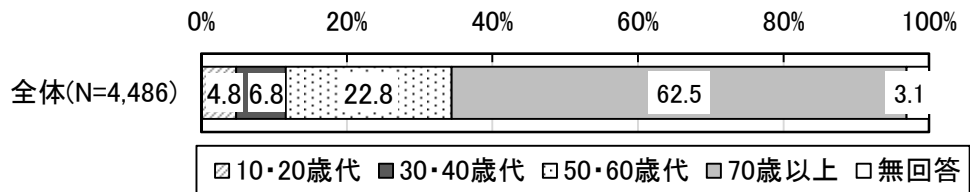
① 会員数

福祉関係団体、自治会、福祉会、学習グループ等が回答しており、会員数は、「10～49人」が48.2%と多くを占めており、「9人以下」が22.3%で続いています。会員の男女比は、女性が52.7%とやや多くなっています。



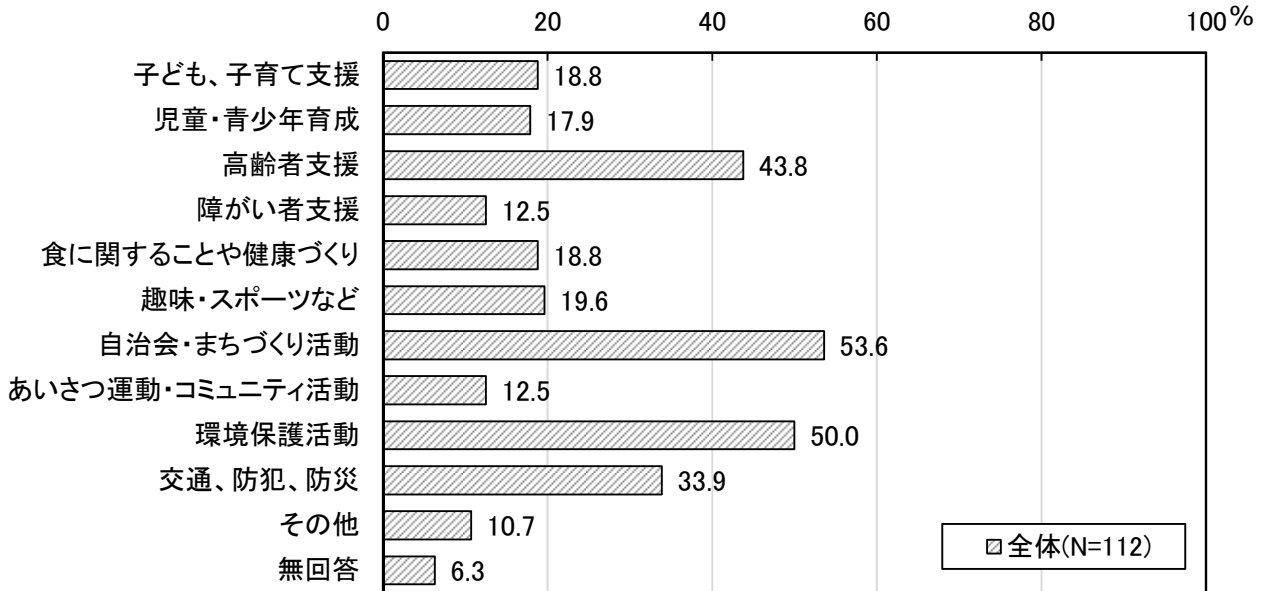
② 会員の年代構成

「70歳以上」が62.5%と多くを占めており、「50・60歳代」が22.8%、「30・40歳代」が6.8%となっています。



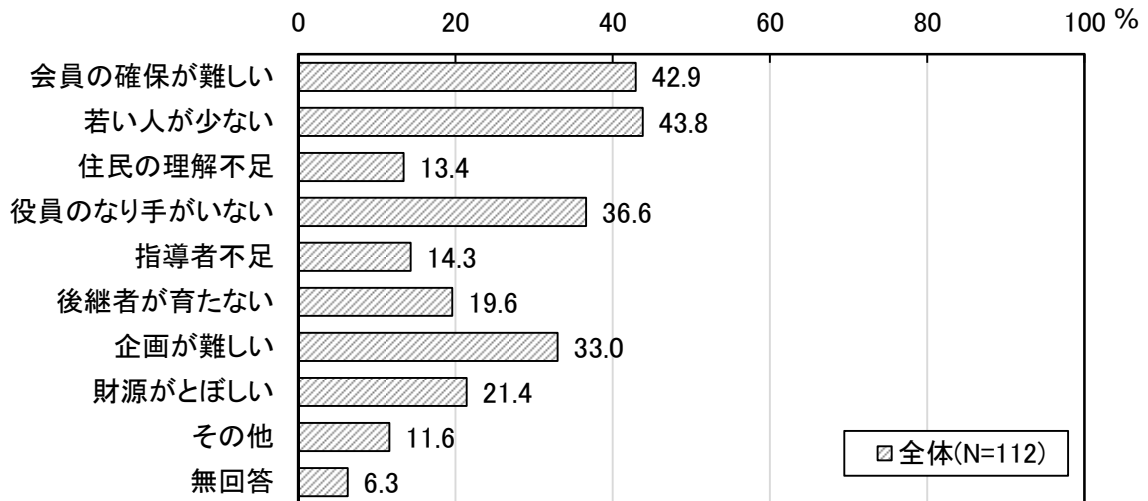
③ 団体の主な活動内容（複数回答）

「自治会・まちづくり活動」が53.6%、「環境保護活動」が50.0%、次いで「高齢者支援」が43.8%と多くなっています。



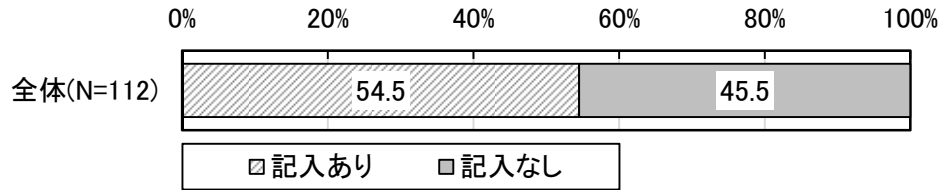
④ 団体の組織の運営などで困っていること（複数回答）

「若い人が少ない」が43.8%、「会員の確保が難しい」が42.9%と多く、「役員のなり手がいない」が36.6%と続いています。



⑤ 団体活動での問題点や課題

54.5%が記入しており、主な内容は後継者を含む人材不足、活動内容の活発化、参加者の減少等となっています。



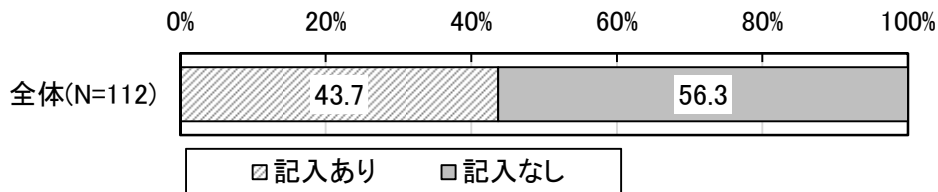
| 順位 | | 件数 |
|----|---|-----|
| 1位 | 団体側の人材不足、後継者不足(高齢化、若い世代が少ない)。 | 20件 |
| 2位 | 活動内容が活発でない。今後の活動を、地域の状況(人口減少・少子化・高齢化等)に合った規模や内容に変えていく必要がある。 | 10件 |
| 3位 | 参加者が減少、固定化している。 | 8件 |
| 4位 | 若い世代の参加が少ない。 | 7件 |

(2) 地域の福祉に関する課題

① 団体活動を通じて地域で問題や課題と感じていること・解決方法

〈高齢者、障がいのある人、生活困窮者、子ども・子育てに関すること〉

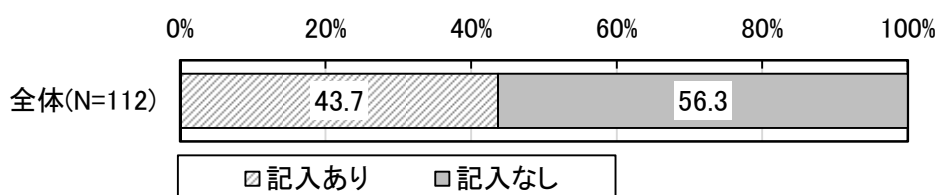
43.7%が記入しており、主な内容は支援対象者の存在や家庭の事情を把握しづらい、団体側の人材不足、地域のコミュニケーション不足等となっています。



| 順位 | | 件数 |
|----|--|-----|
| 1位 | 支援対象者の存在やその家庭の事情を把握しづらい。(個人情報保護法、プライバシーに踏み込むことへの躊躇) | 11件 |
| 2位 | 団体側の人材不足、後継者不足(高齢化、若い世代が少ない)。 | 7件 |
| 2位 | 日ごろから気軽に相談し合える関係・ネットワークを築いておくことが大事である。地域のコミュニケーションが不足しがちである。 | 7件 |
| 4位 | 訪問・巡回・安否確認・見守りなどの活動が大切である。 | 5件 |
| 5位 | 少子化対策、子どものための施策が必要である。 | 4件 |

〈福祉団体、ボランティア団体による地域支え合いの福祉活動に関すること〉

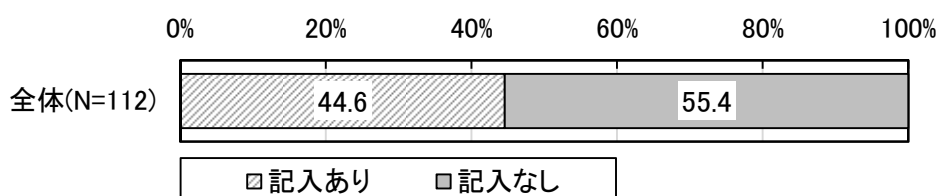
43.7%が記入しており、主な内容は団体側の人材不足、参加者の減少等の課題や、活動や取組みの内容等となっています。



| 順位 | | 件数 |
|----|---------------------------------------|-----|
| 1位 | 団体側の人材不足、後継者不足(高齢化、若い世代が少ない)。 | 15件 |
| 1位 | 様々な活動の取組みが必要・重要である。(地域サロン活動、世代間交流など)。 | 15件 |
| 3位 | 参加者が減少、固定化している。 | 11件 |

〈集落の自治会活動、まちづくり活動の取組み〉

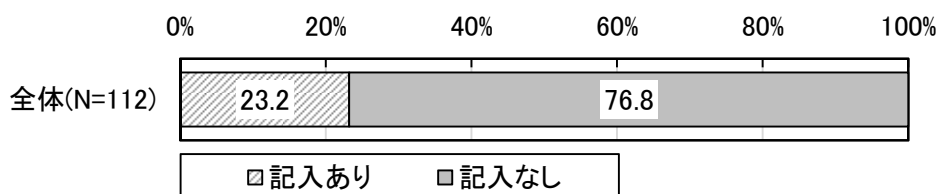
44.6%が記入しており、主な内容は団体側の人材不足、活動への参加者が少ないこと等となっています。



| 順位 | | 件数 |
|----|-------------------------------|-----|
| 1位 | 団体側の人材不足、後継者不足(高齢化、若い世代が少ない)。 | 12件 |
| 2位 | 若い世代の参加が少ない。 | 9件 |
| 3位 | 参加者が減少、固定化している。 | 8件 |
| 4位 | 活動の担い手への負担が大きくなっている。 | 3件 |

〈行政、社会福祉協議会、地域等の連携について〉

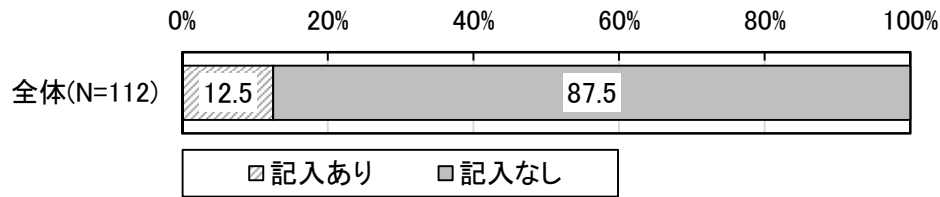
23.2%が記入しており、主な内容は連携強化についての課題や、連携して行っている活動内容等となっています。



| 順位 | | 件数 |
|----|--------------------------|----|
| 1位 | 連携強化が必要である。現在は連携不足である。 | 6件 |
| 2位 | 行政や社協等と連携しながら活動を行っている。 | 5件 |
| 3位 | 活動の主体・分担について検討してほしい。 | 4件 |
| 3位 | 情報について(情報共有不足、個人情報への配慮)。 | 4件 |

〈その他〉

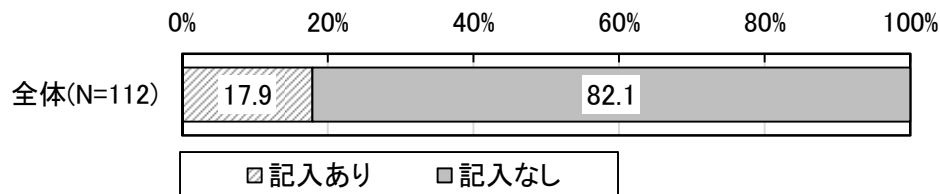
12.5%の記入があり、主な内容は団体側の人材不足等となっています。



| 順位 | | 件数 |
|----|-------------------------------|----|
| 1位 | 団体側の人材不足、後継者不足(高齢化、若い世代が少ない)。 | 4件 |
| 2位 | 災害時・非常時の避難や安否確認等について不安がある。 | 2件 |

〈課題解決にむけた取組み〉

17.9%の記入があり、主な内容は、住民同士の話し合いやコミュニケーションの必要性について等となっています。

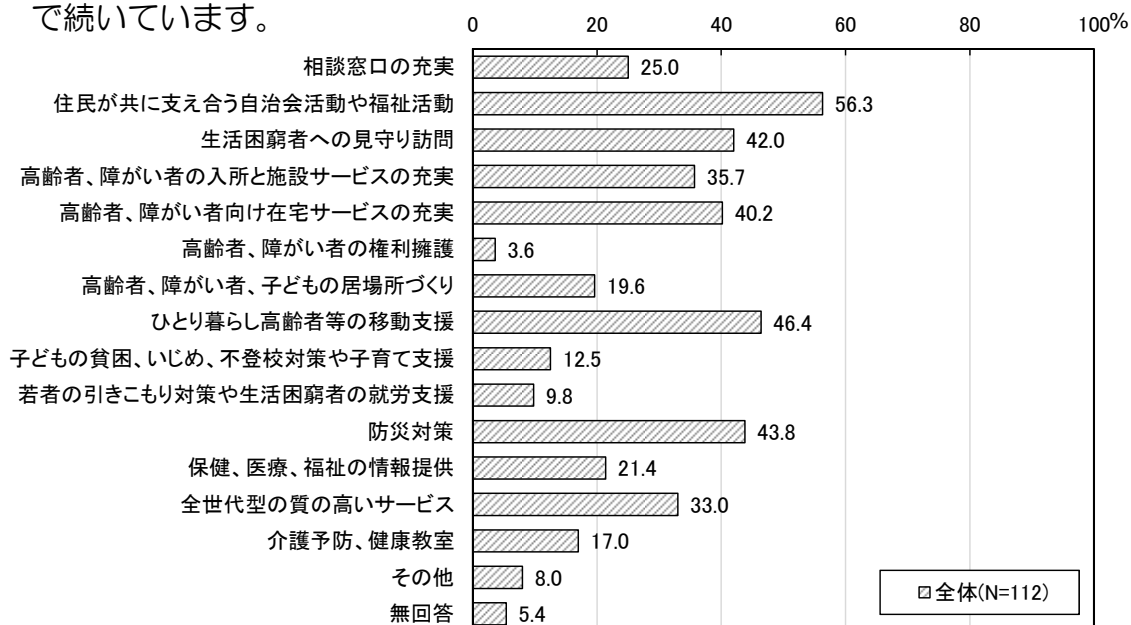


| 順位 | | 件数 |
|----|---------------------------------------|----|
| 1位 | 住民同士の話し合い、コミュニケーションの機会を持つ。 | 4件 |
| 2位 | 活動・行事等へ積極的に参加することで、他の取組みにもつなげていく。 | 3件 |
| 2位 | 過疎化対策が必要である(若い世代の移住促進につながるインフラの整備など)。 | 3件 |

(3) 地域住民が安心して暮らせるために必要なこと

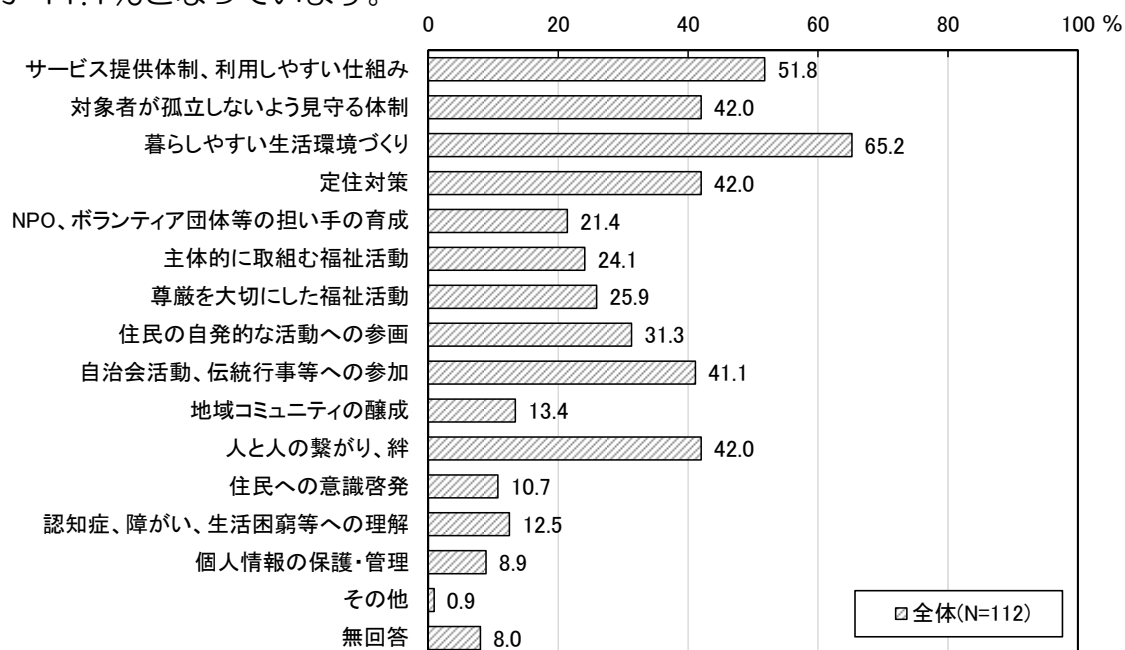
① 地域住民が安心して暮らせるために必要なこと（複数回答）

「住民が共に支え合う自治会活動や福祉活動」が56.3%と高くなっており、「ひとり暮らし高齢者等の移動支援」が46.4%、「防災対策」が43.8%、「生活困窮者への見守り訪問」が42.0%、「高齢者、障がい者向け在宅サービスの充実」が40.2%で続いています。



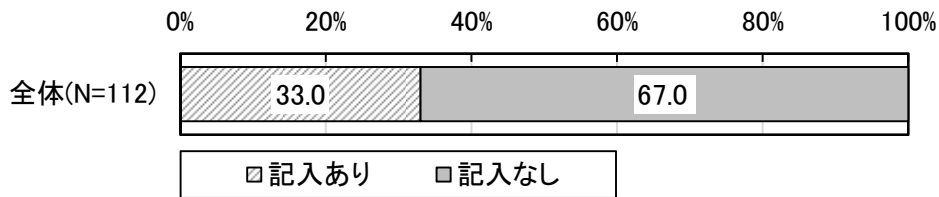
② 地域での福祉活動を進めていくために重要なこと（複数回答）

「暮らしやすい生活環境づくり」が65.2%と特に高く、次いで「サービス提供体制、利用しやすい仕組み」が51.8%、「対象者が孤立しないよう見守る体制」、「定住対策」、「人と人の繋がり、絆」が42.0%、「自治会活動、伝統行事等への参加」が41.1%となっています。



③ 社会福祉協議会へのご意見、ご要望や地域福祉に関するご提案など

33.0%が記入しており、主な内容として、定期的にサロン・集落に出向いて現状を把握し福祉対策を考えてほしい、広報に力を入れてほしい等がありました。



| 順位 | 自由意見 | 件数 |
|----|--|-----|
| 1位 | 定期的にサロン・集落に出向き、各地域の現状把握や福祉対策を考えてほしい。出張サービス(出前講座・コンサート・セミナーなど)を開催してほしい。 | 11件 |
| 2位 | 広報に力を入れてほしい。社会福祉協議会が何をしているものなのかが分からない人が多い。 | 10件 |
| 3位 | 他市町村のサロンなどを見学し、社会福祉対策やサロンの行事内容などを研修したい。良い活動事例の紹介や情報交換の場がほしい。 | 5件 |
| 4位 | 演奏会などのボランティアをしてくれた方への謝礼金、サロンの活動資金など資金面での助成などをしてほしい。 | 3件 |

5 策定体制

(1) 多賀町地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(設 置)

第1条 この規程は、多賀町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に基づき、地域福祉に関する調査および研究ならびに多賀町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定することを目的に、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織および運営に関する必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 委員会は、委員16人以内で組織し、次の各号に掲げる団体等をもって構成するものとする。

- (1) 地域代表者
- (2) 社会福祉団体
- (3) ボランティア団体
- (4) 社会福祉事業者
- (5) 知識経験者

2 委員会の委員は、会長が委嘱し、任期は活動計画の策定業務が完結したときまでとする。

(委員長および副委員長)

第3条 委員会に委員長および副委員長（1人）を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員長が座長となる。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に委員会への出席を求め、意見等を聴くことができる。この場合において、出席要求は会長を通じて行うものとする。

4 委員会は、公開を原則とする。

5 委員会は、活動計画案を作成し、会長に答申しなければならない。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、多賀町社会福祉協議会に置く。

2 事務局は、会議の内容を記録し、この活動計画の期間中保存しなければならない。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長または委員長が委員会に諮って定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日において最初に開催される委員会の会議は、第4条第1項の規定に関わらず会長が招集する。

(2) 多賀町地域福祉活動計画策定委員会委員

| | 所属団体等 | 氏名 | 備考 |
|----|--------------------------|----------------|------------------|
| 1 | 地域代表者 (多賀町議会) | 原田 亀雄 | |
| 2 | // (区長連絡協議会) | 小菅 一男 田中 栄一 | 平成26年度 平成27年度 |
| 3 | // (福社会) | 野村 惣蔵 | |
| 4 | // (福社会) | 谷藤 邦子 | |
| 5 | 社会福祉団体 (民生委員児童委員協議会) | 小財 惣九郎 | |
| 6 | // (赤十字奉仕団) | 三木 きみ江 | |
| 7 | // (青少年育成町民会議) | 西河 仲市 | 副委員長 |
| 8 | // (福祉推進員連絡会) | 川添 温子 | |
| 9 | ボランティア団体 (子育て支援サークルたんぽぽ) | 宮野 由紀絵 | |
| 10 | // (学校支援ボランティア) | 火口 悠治 | |
| 11 | 社会福祉事業者 (社会福祉法人 湖東会) | 浅居 絹代 | |
| 12 | // (社会福祉法人 湖東会) | 井狩 英章 | |
| 13 | // (社会福祉法人 杉の子会) | 吉川 裕子 | |
| 14 | 知識経験者 (心配ごと相談員) | 松居 亘 | 委員長 |
| 15 | // (滋賀県社会福祉協議会) | 高橋 宏和 | |
| 16 | // (多賀町行政) | 喜多 美由紀 | |

(3) 策定経過

| | 月 日 | 取組み項目 | 内 容 |
|----|------------------|------------|--|
| 1 | 平成 26 年 5 月 19 日 | 福祉推進員連絡会 | 地域福祉と活動計画について |
| 2 | 6 月 30 日 | 理事会 | 地域福祉活動計画の策定について |
| 3 | 8 月 25 日 | 福社会代表者会議 | 地域福祉を考える！ 地域福祉の課題について |
| 4 | 10 月 1 日 | 契約の締結 | (株)ぎょうせいと契約 |
| 5 | 10 月 1 日 | 策定委員会の設置 | 16 人以内で構成 |
| 6 | 平成 27 年 1 月 27 日 | 議会と懇談 | 社会福祉協議会の現状について 地域福祉を考える！ |
| 7 | 1 月 30 日 | 第 1 回策定委員会 | 委員長、副委員長の選任 地域福祉の現状、課題等について |
| 8 | 3 月 16 日 | 理事会 | 今後の社会福祉協議会の事業運営方針について |
| 9 | 3 月 23 日 | 評議員会 | 今後の社会福祉協議会の事業運営方針について |
| 10 | 4 月 17 日 | 民生児童委員会 | 地域福祉について |
| 11 | 6 月 19 日 | 福社会代表者会議 | 今後の社会福祉協議会の事業運営方針について 地域福祉に関するワークショップ |
| 12 | 6 月 26 日 | 第 2 回策定委員会 | 各種団体等の事例報告 地域福祉の現状、課題等について |
| 13 | 8 月 10 日 | アンケートの実施 | 福祉団体に調査（170 団体） |
| 14 | 8 月 31 日 | アンケートの回収 | 福祉団体から回答（112 団体） |
| 15 | 9 月 15 日 | 福社会代表者会議 | アンケートの分析内容について |
| 16 | 9 月 30 日 | 第 3 回策定委員会 | 地域福祉活動計画の素案の検討 |
| 17 | 10 月 9 日 | 高島市社協視察 | 地域福祉に関する視察研修 |
| 18 | 12 月 25 日 | 第 4 回策定委員会 | 地域福祉活動計画の素案の検討 |
| 19 | 平成 28 年 2 月 19 日 | 第 5 回策定委員会 | 地域福祉活動計画の素案の検討 |
| 20 | 2 月 19 日 | 活動計画の答申 | 社会福祉協議会会長に答申 |
| 21 | 2 月 25 日～3 月 9 日 | パブリックコメント | パブリックコメントの実施 |
| 22 | 3 月 16 日 | 理事会 | 地域福祉活動計画（案）を提出 |
| 23 | 3 月 18 日 | 評議員会 | 同上 |
| 24 | 3 月 18 日 | 活動計画の制定 | |

多賀町地域福祉活動計画

発行 平成28年3月

社会福祉法人多賀町社会福祉協議会

〒 522-0341 多賀町多賀221-1

TEL 0749-48-8127 FAX 0749-48-8140

E-mail tagashakyo@ex.biwa.ne.jp
